

官報  
號外

平成九年三月十一日

を引き続き講じようとするものであります。ま

て議題とするに御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なし。

と認めます。

た、週四十時間労働制の適用が猶予されていた中小企業等に対するきめ細かな国の指導援助等を定めようとするもので、その主な内容は、  
第一に、労働時間の短縮の促進に関する臨時措

## 日程第二 地方税法及び国有資産等所在市町

○第一百四十回 衆議院會議錄 第十七號

平成九年三月十一日(火曜日)

議事日程 第七号

第一 労働時間の短縮

## 法の一部を改正する法律案(内閣提出)

**第三** 金法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
地方支那税法等の一部を改正する法律案

## 第三 増加交付税等の一部を改正する法律案 (内閣提出)

## 第四 地方公務員法の一部を改正する法律案 (地方行政委員長提出)

الكتاب المقدس

## ○本田の会議に付した案件 日程第一 労働時間の短縮の促進に関する臨時

措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第二 地方税法及び国有資産等所在市町村

田種第一地ノ耕種及て国有資產等所在「田林  
交付金法」一部を改正する法律案(内閣提出)

## 日程第三 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

## 日程第四 地方公務員法の一部を改正する法律

案(地方行政委員長提出)

平成九年三月十一日 衆議院会議録第十七号

本案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、平成九年度の固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例控除額の引き上げ等の措置を講ずるほか、道府県と市町村の間で個人住民税及び地方のたばこ税の税率の調整を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化、特別地方消費税の廃止等を行なうこととし、あわせて国有資産等所在市町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化等所要の改正を行おうとするものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地方財政の収支が引き続ぎ著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成九年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成九年度から平成十八年度までの間ににおける一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れに関する特例を改正するほか、各種の制度改革等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため単位費用の改正等を行い、あわせて、地方消費税の未平年度化による影響に対処するため、平成九年度に限り、地方債の特例措置を講じようとするものであります。

両案は、二月十八日本委員会に付託され、同月二十日日川自治大臣からそれぞれ提案理由の説明を聽取した後、同月二十五日両案について審査に入り、平成九年度の固定資産税評価がえに伴う負担調整措置の趣旨、特別地方消費税の廃止とそれのかわる税財源の必要、地方団体の課税自主権の

強化、地方財源不足とそれに対する補てん措置、

地方交付税法第六条の三第二項に基づく制度の改正を單年度措置とした理由、地方分権の推進と市町村の合併等、地方行財政全般について論議が行なわれ、三月六日質疑を終局いたしました。

三月七日地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次いで、地方交付税法等の一部を改正する法律案について討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、委員会において、地方財政の拡充強化に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律案について、趣旨弁明を申し上げます。

御承知のように、地方公務員の在籍専従期間の上限については、國家公務員に準じ、企業職員等のいわゆる現業職員は「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」、それ以外のいわゆる非現業職員は「五年」とされており、現業職員と非現業職員でその取り扱いが異なつておりますが、このたび、国の非現業職員について、在籍専従期間の上限を現業職員に合わせ、「七年以下の範囲内で人事院規則で定める期間」に改めることとしており

であります。

以下、その内容について申し上げます。

本案は、地方公共団体の職員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、職員が職員団体の役員として専ら従事することがで

きる期間の上限を、「五年」から「七年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間」に改めようとするものであります。

本案は、三月七日地方行政委員会におきまして全会一致をもって委員会提出の法律案として採決したものです。

本会一致をもって委員会提出の法律案として採決したものです。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長の報告

(政府委員承認)

一、昨十日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

出席国務大臣 労働大臣 岡野 裕君  
自治大臣 白川 勝彦君

内閣官房内閣外政  
兼内閣総理大臣官房  
公害等調整委員会事務局長 下野 省二  
特許庁長官事務代理 広沢 孝夫

(政府委員任命)  
一、昨十日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、十日議長において承認した平林博外二名を、同日百四十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

外 報 (号)

(政府委員退任)		議院運営委員	正する法律案
一、昨十日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。		佐々木洋平君 川内 博史君 北村 哲男君 米津 等史君 佐々木洋平君 川内 博史君	佐々木洋平君 川内 博史君 北村 哲男君 米津 等史君 佐々木洋平君 川内 博史君
官職名 氏名 異動後の官職名 年月日		記	記
異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 年月日		東 良信 (解職) 平成元年10月	東 良信 (解職) 平成元年10月
(特別委員辞任及び補欠選任)		石炭対策特別委員	石炭対策特別委員
一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		原田 義昭君 吉井 英勝君 児玉 健次君	原田 義昭君 吉井 英勝君 児玉 健次君
(政府委員解任)		日本学術会議事務局長 同	日本学術会議事務局長 同
一、昨十日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(特許庁長官)荒井寿光の第百四十回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。		正森 成二君 佐々木義昭君	正森 成二君 佐々木義昭君
(常任委員辞任及び補欠選任)		税制問題等に関する特別委員	税制問題等に関する特別委員
一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		正森 成二君 佐々木義昭君	正森 成二君 佐々木義昭君
地方行政委員		辞任 補欠	辞任 補欠
一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員を免じた旨の通知を受領した。		川端 達夫君 鍵田 節哉君 川端 達夫君	川端 達夫君 鍵田 節哉君 川端 達夫君
労働委員		辞任 换欠	辞任 换欠
島 曜君 吉田 治君		島 曜君 吉田 治君	島 曜君 吉田 治君
(質問書提出)		一、去る七日、内閣から衆議院議員若松謙雄君提出	一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案		出税制改正ならびに中小会社の決算公開に関する質問に対する質問主意書(山本孝史君提出)	国公立医療機関による無断血管摘出・冷凍保存事件に関する質問主意書(山本孝史君提出)
治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案		(答弁通知書受領)	(答弁通知書受領)
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関する承認を求めるの件		事務所の設置に関する承認を求めるの件	事務所の設置に関する承認を求めるの件
(議案付託)		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案(内閣提出第二四号)	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案(内閣提出第二四号)
商工委員会 付託		商工委員会 付託	商工委員会 付託
(議案送付)		一、去る七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。	一、去る七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
国家公務員法の一部を改正する法律案		一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
(議案提出)		一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
地方公務員法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)		一、去る七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。	一、去る七日、内閣から衆議院議員林屋敬悟君提出
森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案		一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	出税制改正ならびに中小会社の決算公開に関する質問に対する質問主意書(山本孝史君提出)
森林組合法及び森林組合扶助成法の一部を改正する法律案		一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案(内閣提出第二四号)
男女共同参画審議会設置法案		一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案(内閣提出第二四号)
森林組合扶助成法の一部を改正する法律案		一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案(内閣提出第二四号)
沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案		一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案(内閣提出第二四号)
法律の整備に関する法律案		一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案(内閣提出第二四号)
一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。		右	右
地方公務員法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)		国会に提出する。	国会に提出する。
一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。		平成九年一月二十一日	平成九年一月二十一日
労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律		内閣総理大臣 橋本龍太郎	内閣総理大臣 橋本龍太郎



# 官報 (号外)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律

字社」を削り、同項第十四号を次のように改める。

(地方税法の一一部改止)

第一条 地方税法昭和二十五年法律第二百一十六号の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項の表及び第五十条の四の表中「百分の四」を「百分の三」に改める。

第七十二条第五項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 保険業

第七十三条の四第一項第三号中「中央職業能力開発協会」「日本赤十字社又は」及び「日本赤十字社」を削り、同項第十七号中「第二十一條第一項第三号に規定する業務(同項第二号)に掲げるものに限る。」及び同項第四号を「第二十一条第一項第四号」に改め、同項第二十八号を次のように改める。

二十八 商工会議所又は日本商工会議所が商工会議所法昭和二十八年法律第二百四十三号)第九条又は第六十五条に規定する事業の用に供する不動産及び商工会又は都道府県商工会連合会若しくは全国商工会連合会が商工会法昭和三十五年法律第八十九号)第十一條又は第五十五条の八第一項若しくは第二項に規定する事業の用に供する不動

產で、政令で定めるもの

第七十三条の十四第一項中「千万円」を「十二百万円」に改める。

第七十四条の五中「千百」「十九円」を「六百九十二円」に改める。

第一百四十四条の二中「五分の」を「一分の」に改める。

第三百十四条の三第一項の表及び第三百一十八条の三の表中「百分の十一」を「百分の十一」に改める。

第三百四十八条第二項第六号の二を削り、同項第九号中「日本赤十字社又は」及び「日本赤十

固定資産評価審査委員会の委員の数は、定数の三分の一を超えることができない。

第四百二十四条第一項を次のように改める。

二 前条第九項の規定によつて固定資産評価審査委員会の委員の定数を増加した場合における前項の規定の適用については、同項中「一

都道府県商工会連合会若しくは全国商工会連合会が商工会法第二十一条又は第五十五条の八第一項若しくは第二項に規定する事業の用に供する固定資産で、政令で定めるも

の用に供する固定資産で、政令で定めるも

三分の一は一年、委員の三分の一は三年とし」とする。

第四百二十四条の次に次の二条を加える。

(共同設置する固定資産評価審査委員会の委員の任期)

第四百二十四条の二 二以上の市町村が地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同して固定資産評価審査委員会を設置する場合は、その設置後最初に選任される

固定資産評価審査委員会の委員の任期は、一人は一年、一人は二年、一人は三年(第四百二十三條第九項の規定によつて委員の定数を増加した場合においては、委員の三分の一は一年、委員の三分の一は二年、委員の三分の一は三年)とし、各委員について関係市町

村が規約で定める方法により定める。

第四百三十六条第五号を削る。

第四百三十九条を次のように改める。

(固定資産評価審査委員会に部会を設けた場合における規定の適用)

第四百三十九条 第四百二十三條第九項の規定によつて部会を設けた市町村においては、当該部会をもつて固定資産評価審査委員会とみなして前条の規定を適用する。

第四百六十八条中「千九百九十七円」を「一千四百三十四円」に改める。

第五百八十六条第二項第一号の十中「離島において」の下に「宿泊施設」を加え、同項第一号の十一中「及び」の下に「宿泊施設」を加え、同項第二号ハを次のように改める。

4 学識経験を有する者のうちから選任される

ハ 水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場(以下本号において「特定事業場」という。)の設置者(同法第十四条の二第三項に規定する特定事業場の設置者をいう。又は特定事業場の設置者であつた者(同条第二項に規定する特定事業場の設置者であつた者をいう。)が設置する

同法第二条第一項第一号に規定する物質

を含む地下水の水質を浄化するための施

設で自治省令で定めるもの

チをリとし、トをチとし、ホをヘとし、二の次に次のように加える。

ホ 大気汚染防止法附則第九項に規定する

指定物質排出施設から排出され、又は飛

散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で自治省令で定めるもの

法の下に「昭和二十五年法律第四百四十九号」を加え、同号の次に次の二号を加える。

三の二 電気を動力源とする自動車で自治省

令で定めるものに充電するための設備、専

ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で自治省令で定めるものに可

燃性天然ガスを充てんするための設備又は

専らメタノールを内燃機関の燃料として用

いる飛散の抑制に資する施設で自治省令で定めるものに可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で自治省令で定めるものに可

燃性天然ガスを充てんするための設備又は

専らメタノールを内燃機関の燃料として用

いる飛散の抑制に資する施設で自治省令で定めるものに可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で、自治省令で定めるものにメタ

ノール若しくはメタノール混合物を充てん

するための設備で、政令で定めるものの用

に供する土地

第五百八十六条第二項第一号の十中「離島において」の下に「宿泊施設」を加え、同項第一号の十一中「及び」の下に「宿泊施設」を加え、同項第二号ハを次のように改める。

七号の三、第七十七条の四」を「第二十七号の二に改める。

第七百一条の四十一第四項中「又は防災建築街区造成組合の組合員が建築主である防災建築物(都市再開発法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有すること)とされる旧防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第百十号)第二条第一号に規定する防災建築物で事業所等の用に供するものをいう。」の新築で同法第三条の規定に基づき指定された防災建築街区の区域内において行われたもの、及び「又は新築」を削る。

第七百三条の四第十七項中「五十二万円」を「五十三万円」に改める。

附則第三条の四から第三条の六までを削る。

附則第六条第二項中「附則第三条の三第一項及び第七百三條の四第十七項中「五十二万円」を「五十三万円」に改める。

附則第六条第二項中「附則第三条の三第一項及び第四項並びに第二条の四」を「附則第三条の三第一項及び第四項」に、「附則第三条の三第二項第一号及び第四項第三号並びに第三条の四第一項第一号」を「同条第二項第一号及び第四項第三号」に改め、同条第六項中「附則第三条の三第一項及び第四項並びに第二条の四」を「附則第三条の三第二項第一号及び第四項第三号並びに第三条の四第一項第一号」を「同条第二項第一号及び第四項第一項第一号」に改める。

附則第八条第一項及び第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二第一項中「二十五年」を「三十年」に、「十八年」を「二十三年」に改める。

附則第十条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

附則第十二条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

8 道府県は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社が、平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に、全国新幹線鐵道整備法第八条の規定により昭和四十八

年十一月十三日に運輸大臣が建設の指示を行った同法第四条第一項に規定する建設線(当該建設線の全部又は一部の区間にについて同法第六項第一号に規定する新幹線鐵道規格新線の建設の指示を行つた場合にあつては、当該新幹線鐵道規格新線を含む。以下本項において「建設線」という。)の全部又は一部の区間ににおいて営業を開始し、かつ、当該指示に係る建設線の区間のうち当該営業を開始した区間の全部又は一部とその両端が同一である当該旅客会社の営業路線の全部又は一部の区間で政令で定めるものの全部又は一部について鉄道事業法第二十八条第一項の規定による許可を受けた鉄道事業を廃止した場合において、当該廃止された鉄道事業による輸送に代わる輸送の確保のため必要となる鉄道事業を経営しようとする同法第七条第一項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものが当該旅客会社から当該廃止された鉄道事業に係る営業路線の区間の全部又は一部に係る不動産で政令で定めるものの譲渡を受けたときににおける当該不動産の譲渡を受けたときに限り、第七十三条の二第一項及び第四項並びに第二条の四第一項及び第四項に相当する額に相当する部分の価格の四分の一(当該部分のうち地上に設けられる部分にあつては、五分の一)に相当する額に改め、同項各号を削り、同条第十項及び第十四項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め。

附則第十二条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第五項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項及び第七項中「平成七年四月一日から平成九年三月三十一日まで」を「平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「三分の二」に改め、同条第十一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め。

附則第十三条第一項中「平成八年一月一日から同年十一月三十一日まで」を「平成九年一月一日から平成十一年十二月三十一日まで」に、「平成八年四月一日から同年十一月三十一日まで」に、「平成九年四月一日から平成十一年十一月三十一日まで」に、「平成十一年三月三十一日まで」に、「平成十一年三月三十一日まで」に、「土地が」を「土地が」に改める。

附則第十四条第一項中「五百三十六円」を「三百六十円」に改め、同条第二項及び第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第二項の規定は、第七十三条の二十七の六第一項の規定は、第七十三条の二十七の六第一項を「附則第十二条の七第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

附則第十五条第五項中「五百三十六円」を「三百六十円」に改める。

附則第十六条第一項中「五百三十六円」を「三百六十円」に改める。

附則第十七条第一項中「五百三十六円」を「三百六十円」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の二項を加える。

六 大気汚染防止法附則第九項に規定する指

定する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税について準用する。

附則第十二条の六 第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三条の二十一第一項、第七十三条の二十七の二第一項、附則第十二条第一項、第五項若しくは第十四項又は附則第十二条の四第五項若しくは第七項の規定により道府県知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けた土地であるときにおける第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三条の二十一第一項、第七十三条の二十七の二第一項、附則第十二条第一項、第五項若しくは第十四項、附則第十二条の四第五項若しくは第七項又は前条第三項の規定の適用について、当該不動産が附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けた土地であるときにおける第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三条の二十一第一項、第七十三条の二十七の二第一項、附則第十二条第一項、第五項若しくは第十四項、附則第十二条の四第五項若しくは第七項又は前条第三項の表以外の部分中「平成八年四月一日から同年十一月三十一日まで」を「平成九年四月一日から同年十一月三十一日まで」に、「平成九年四月一日から平成十一年十一月三十一日まで」に、「平成十一年三月三十一日まで」に、「平成十一年三月三十一日まで」に、「土地が」を「土地が」に改める。

附則第十二条第一項中「平成八年一月一日から同年十一月三十一日まで」を「平成九年一月一日から平成十一年十二月三十一日まで」に、「平成八年四月一日から同年十一月三十一日まで」に、「平成九年四月一日から平成十一年十一月三十一日まで」に、「平成十一年三月三十一日まで」に、「平成十一年三月三十一日まで」に、「土地が」を「土地が」に改める。

附則第十三条第一項中「平成八年一月一日から同年十一月三十一日まで」を「平成九年一月一日から平成十一年十二月三十一日まで」に、「平成八年四月一日から同年十一月三十一日まで」に、「平成九年四月一日から平成十一年十一月三十一日まで」に、「平成十一年三月三十一日まで」に、「平成十一年三月三十一日まで」に、「土地が」を「土地が」に改める。

附則第十四条第一項中「五百三十六円」を「三百六十円」に改め、同条第二項及び第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第二項の規定は、第七十三条の二十七の六第一項の農地保有合理化法人が經營転換農業者等農地売買事業(同項に規定する農地売買等事業のうち、農業経営の転換をする農業者その他の自治省令で定める農業者の土地を貰い入れ農業者に売り渡すこと)を円滑に行つことを目的として、平成九年度以後に、道府県知事の承認した実施計画に基づいて実施されるものをいう。)により、平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に同項に規定する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で自治省令で定めるも

の区分に応じ、当該各号に定める額を「当該家屋のうち特定都市計画駐車場又は特定届出駐車場の用に供する部分の価格の四分の一(当該部分のうち地上に設けられる部分にあつては、五分の一)に相当する額」に改め、同項各号を削り、同条第十項及び第十四項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め。

附則第十五条第五項中「五百三十六円」を「三百六十円」に改め、同項各号を削り、同条第十六条第一項中「五百三十六円」を「三百六十円」に改め。

附則第十七条第一項中「五百三十六円」を「三百六十円」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の二項を加える。

六 大気汚染防止法附則第九項に規定する指

定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散

の抑制に資する施設で自治省令で定めるも

のを「」を、「若しく

はに、「償却資産で」を「償却資産又は水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場(以下本項において「特定事業場」という。)の設置者(同法第十四条の三第三項に規定する特定事業場の設置者をいう。)若しくは特定事業場の設置者であつた者(同条第一項に規定する特定事業場の設置者であつた者をいう。)が設置する同法第二条第一項第一号に規定する物質を含む地下水の水質を浄化するための償却資産で、に改め、「平成八年度分及び」を削り、同条第七項を次のように改める。

7 公共の危害防止のために設置された次に掲げる構築物のうち平成九年一月一日から平成十年三月三十日までの間に設置されたものに対し課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

一 火薬類取締法第三条、第五条又は第十二条の規定による許可を受けた者が設置した土壟、簡易土壟及び防爆壁

二 ガス事業法第三条若しくは第三十七条の二若しくは高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可を受けた者、同法第二十条の五第一項に規定する販売業者又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第二百四十九号)第三条第一項の規定による登録を受けた者のうち、政令で定める高圧ガスの充てん又は販売の業者を管むる者で政令で定めるものが設置した障壁その他の構築物で自治省令で定めるもの

三 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第九号に規定する特定事業者が設置した流出油等防止堤で自治省令で定めるもの

附則第十五条第八項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第十項中「昭和六十一年度から平成改め、同条第十項中「昭和六十一年度から平成

九年度までの間」を「平成九年度」に改め、「除く」で「の下に「自治省令で定めるもののうち」を加え、「当該航空機に係る第三百四十三条规定の所有者(同条第八項の規定により所有者とみなされる者を含む。)であり、かつ、当該免許を受けた者が」を削り、同条第十一項中「平成三年一月二日(特定届出駐車場について)」を「平成九年一月一日から平成十一年三月三十日まで」に、「二分の一」を「三分の二」に、「の用に供する部分又は地下に設けられる特定届出駐車場の用に供する部分にあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一、当該家屋及び出駐車場の用に供する部分にあつては、に改め、同条第十二項中「第三百四十九条の三第二項の規定」の下に「又は第四十項の規定」を加え、同条第十四項中「平成八年三月三十日」を「平成十一年三月三十日」に改め、同条第二十一項中「平成四年四月一日から平成八年三月三十日」を「平成八年四月一日から平成十一年三月三十日」に改め、同条第二十項中「平成八年度」を「平成十三年度」に改め、同条第二十一項中「平成四年四月一日から平成八年三月三十日」を「平成十一年三月三十日」に改め、同条第二十一項中「平成十一年三月三十日」に改め、「五分の三」を「三分の二」に同条に次の四項を加える。

39 第三百四十九条の三第六項に規定する外航船舶及び岸外航船以外の船舶(以下本項において「内航船舶」という。)のうち、離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百一十六号)第二条第二項に規定する離島航路事業者が平成九年四月一日から平成十一年三月三十日までに新造し、かつ、専ら同項に規定する離島航路事業の用に供するもので自治省令で定めるものに対し課する固定資産税の課税標準は、当該内航船舶に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

40 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が既設の鉄道(同法第一条第六項に規定する専用鉄道を除く。以下本項において同じ。)に係る乗降場の大規模な増設工事で当該車で自治省令で定めるものに可燃性天然ガスを充てんするための設備又は専らメタノール天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で定めたもの(以下本項において「メタノール混合物」とみなしれる者を含む。)であり、かつ、当該免許を受けた者が」を削り、同条第十一項中「平成三年法律第六十号の施行の日」から平成九年一月一日までを「平成九年一月一日から平成十一年三月三十日まで」に、「二分の一」を「三分の二」に、「の用に供する部分又は地下に設けられる特定届出駐車場の用に供する部分にあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一、当該家屋及び出駐車場の用に供する部分にあつては、に改め、同条第十二項中「第三百四十九条の三第二項の規定」の下に「又は第四十項の規定」を加え、同条第十四項中「平成八年三月三十日」を「平成十一年三月三十日」に改め、「五分の三」を「三分の二」に同条に次の四項を加える。

41 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社が、平成九年四月一日から平成十一年三月三十日までの間に、全国新幹線鉄道整備法第八条の規定により昭和四十八年十一月十三日に運輸大臣が建設の指示を行つた同法第四条第一項に規定する建設線(当該建設線の全部又は一部の区間にについて同法附則第九項の規定により運輸大臣が同法附則第六項第一号に規定する新幹線鉄道規格新線の建設の指示を行つた場合にあつては、当該新幹線鉄道規格新線を含む。以下本項において「建設線」という。)の全部又は一部の区間の當業を開始し、かつ、当該指示に係る建設線の区間のうち当該營業を開始した区間の全部又は一部とその両端が同一である当該旅客会社の營業路線の全部又は一部の区間で政令で定めるもの

平成九年三月十一日 衆議院会議録第十七号

1

の全部又は一部について鉄道事業法第二十八條第一項の規定による許可を受けて鉄道事業を廃止した場合において、当該廃止された鉄道事業による同法第七条第一項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものであつて、平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に当該旅客会社から当該廃止された鉄道事業に係る営業路線の区間の全部又は一部に係る鉄道施設の譲渡を受けたもの(次項において「特定鉄道事業者」という。)が、当該鉄道施設の譲渡により取得した固定資産で政令で定めるもの(以下「本項及び次項において「譲受固定資産」という。)を当該特定鉄道事業の用に供するときは、当該譲受固定資産のうち、昭和六十一年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十四号。以下本項、次条第一項及び附則第十五条の三第一項において「国鉄関連改正法」という。)第一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号。以下本項及び次条第一項において「旧交納付金法」という。)附則第十七項、第十九項又は第二十項の規定(国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下本項において同じ。)の適用があつた償却資産(これに類する償却資産として政令で定めるものを含む。)に対する課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第一項、第二項、第十五項、第十九項若しくは第三十三項の規定にかかわらず、旧交納付金法附則第十七項、第十九項及び第二十項の規定中第四条第五項の額であるのは、「第三

42 平成九年四月一日から平成十一年三月三十日までの間に譲受固定資産を取得した場合におけるこれらの規定による算定方法に準じ、自治省令で定めるところにより算定した額とする。

鉄道事業者が当該譲受固定資産を特定鐵道事業の用に供する場合には、当該譲受固定資産に対しても課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百一一条第一項の規定にかかわらず、当該特定鉄道事業者が当該譲受固定資産を取得した日の属する年の翌年(当該日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年の)の四月一日の属する年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該譲受固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三第一項、第二項、第五項、第二十一項若しくは第三十三項又は前項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

附則第十五条の二第一項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十四号。以下本項及び次条第一項において「国鉄関連改正法」という。)第一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号。以下本項及び次条第五項において「旧交納付金法」という。)を「旧交納付金法」に、「第三十四項」を「第三十三項」に改め、同条第二項中「九州旅客鉄道株式会社」の下に「(次条において「北海道旅客会社等」という。)」を、「本州四国連絡橋公団法」の下に「(昭和四十五年法律第八十一号)」を加え、「平成八年度」を「平成十三年度」に、「第三十四項」を「第三十三項」に改め、同条第三項を削る。

卷之三

改正する法律案及び同報告書

42 条第一項の価格」と読み替えた場合における  
これらの規定による算定方法に準じ、自治省  
令で定めるところにより算定した額とする。  
平成九年四月一日から平成十一年三月三十  
一日までの間に譲受固定資産を取得した特定

附則第十五條の三第一項中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（第四項において「会社法」という。）第一条第一項又は第二項に規定する旅客会社又は貨物会社以下本項及び次項において「旅客会社等」とい

十一年一月一日に、「平成八年度」を「平成十一年度」に改め、同条第二項から第六項までを削り、同条第七項中第一項及び第四項を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十六條第五項中「平成八年一月一日」を  
「平成十一年三月三十日」に改める。

附則第十六条の二第一項及び第二項中「平成八年度又は平成九年度」を「平成八年から平成十二年度までの各年度」に、「平成八年度分又は平成九年度分」を「平成八年から平成十二年度までの各年度分」に改め、同条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定中「平成八年度分又は平成九年度分」を「平成八年度から平成十二年度

十二年度までの各年度分」に改め、同条第十項及び第十三項中「平成十年一月一日」を「平成十

「二年三月三十日」に改める。

まで」に改め、同条第四号を次のように改める。

係る賦課期日において所在する土地に係る固定資産税にあつてはイに掲げる額をい

い、当該土地に係る都市計画税にあつては  
口に掲げる額をいう。

イ 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

卷之三

前年度分の固定資産税の課税標準の基礎とな  
成九年度においては、当該土地が平成八年  
資産税について平成九年改正前の地方税法第

法第三百四十九条の二の二又は附則第十九条の二の二又は附則第十九条の三の規定の適用を受けるときは、当該価格に平成九年改正の適用を受ける。

の面定資産税においては、当該土地が当該年の三月三十一日現在の地代の十倍未満の場合は、その三倍未満の額を課税する。

三当該十一価格条項に第三百五十九条の適用を受ける場合又は地主と附です則ある。

卷之三

附則第十七条第五号中「平成五年度に」を当該年度の前年度にに、「平成五年度課税標準額」を「前年度課税標準額」に、「平成六年度分」を「当該年度分」に改め、同条第八号を次のように改める。

六 負担水準 土地に係る当該年度分の固定資産税にあつては、イに掲げる数値をいい、当該土地に係る当該年度分の都市計画税に

稅標準額(平成九年度から平成十一年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第一項ただし書第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第十七条の二第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る当該年度分の固定

(1) 地 (2) に掲げる土地以外の土	(2) 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額
(2) 当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準額(平成九年度から平成十一年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなるべき価格)を、当該土地に係る当該年度分の都市計画税にあつて課する当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第一項ただし書第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第十七条の二第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る当該年度分の固定	(2) 正該税の規定に規定する当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準額(平成九年度の前年度分の固定資産税の課税標準額(平成九年度から平成十一年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなるべき価格)を、当該土地に係る当該年度分の都市計画税にあつて課する当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第一項ただし書第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第十七条の二第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る当該年度分の固定

平成九年三月十一日 衆議院会議録第十七号 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び同報告書

当該年度の修正前の価格を修正基準によって  
修正した価格に比準する価格とする。以下

「修正価格」という。)で土地課税台帳等に登録  
されたものとする。

		土 地 の 区 分		年 度	価 格
		平成十一年度	平成十一年度	平成十一年度	平成十一年度
五 税 平成十年度において新たに固定資産として認めた土地に課税する場合の当該市町村に係る平成十一年度の固定資産税が、(次号に掲げる土地を除く。)	平成十一年度	平成十一年度	平成十一年度	平成十一年度	平成十一年度
六 平成十一年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地(以下本項において「平成十一年度適用土地」という。)又は前項の表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地が平成十一年度適用土地であるもの(以下本項において「平成十一年度類似適用土地」という。)であつて、平成十一年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、修正された価格(平成十一年度適用土地にあつては当該平成十一年度適用土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該平成十一年度適用土地が前項の表の第三号又					

		土 地 の 区 分		年 度	価 格
		平成十一年度	平成十一年度	平成十一年度	平成十一年度
四 第一項の表の第四号に掲げる土地	三 第一項の表の第二号に掲げる土地	二 第一項の表の第一号に掲げる土地	一 附則第十七条の二第一項の表(以下この表において「第一項の表」といふ。)の第一号に掲げる土地		
平成十一年度	平成十一年度	平成十一年度	平成十一年度	年 度	価 格
正としなった価格に比準する価格	当該土地の類似土地に係る平成九年と同様に課税する価格	当該土地の類似土地に係る平成十一年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格	当該土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十七条の二第一項に規定する価格(以下この表において同じ。)に係る平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。		

五 第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるたした価格に比準する価格
六 第一項の表の第六号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるたした価格に比準する価格
四 平成十一年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地に対する課する平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。	平成十一年度	平成十一年度
一 附則第十七条の二第一項の表(以下この表において「第一項の表」といいう。)の第一号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるたした価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるたした価格
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるたした価格
四 第一項の表の第四号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるたした価格
五 第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるたした価格
六 第一項の表の第六号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるたした価格

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地(平成十一年度分の固定資産税について第一項の適用を受ける土地を除く。)に対して課する平成十一年度分又は平成十一年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。



## 第四百十一条第一項

基準年度の土地若しくは家屋には第二年度の土地若しくは家屋に第三百四十九条第一項に規定する第第一号に掲げる事情があるため、同条同項に規定する土地又は第五項ただし書又は第五項ただし書の第三百八十八条第一項に規定する土地又は家屋は第五項ただし書の第三百八十八条第一項に規定する土地又は家屋によるとおりに規定する土地又は家屋の基準であるとき

同地又は九年度の土地第一項に規定する土地又は九年度の土地第一項に規定する土地によつてこれらの方に決定したものであるとき

## 第四百二十九条第一項

## 及び第四百三十六条

## の二第一項

## 及び第四百三十九条第一項

## とあるのは「固定資産評価基準及び附則第十一條の二第一項の修正基準」とし、第四百三十九条第一項の規定の適用についての不服を審査の申出の理由とすることができない。

負担水準の区分	負担調整率
○・四以上のもの	一・〇五
○・三以上〇・四未満のもの	一・〇七五
○・一以上〇・二未満のもの	一・一
○・一未満のもの	一・一五

## 附則第十八条第二項第一号中「平成五年度に」

を「平成八年度に」、「次に掲げる年度の区分に

に応じ、それぞれに掲げる額」を「当該宅地等の

当該年度の前年度課税標準額」に改め、同号イ

から今まで削り、同項第一号中「平成六年度

に」を「平成九年度に」に改め、同号イ中「平成六

年度」を「平成九年度」に改め、「当該宅地等の」

の下に「同年度の」を加え、同号ロを次のように

改め、同号ハを削る。

ロ 平成十一年度又は平成十一年度 当該宅

地等の当該年度の前年度課税標準額

を平成十一年度に」に、「の規定の適用を受ける

もの」を「又は附則第十七条の二第一項の規定に

より当該土地に対して課する同年度分の固定資

産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の

類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標

準となるべき価格に比準する価格によって決定

されるもの」に改め、同号イ及びロを次のように

に改める。

イ 平成十一年度 当該宅地等の同年度の比

前年度課税標準額

ロ 平成十一年度 当該宅地等の同年度の比

前年度課税標準額

平成十一年度に」、「用途の区分及び同

表の中欄に掲げる上昇率」を「負担水準」に改

め、同項の表を次のように改める。

項の規定により当該土地に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格によって決定されるもの」に「比準課税標準額を基礎として第一号ハの算定方法に準じて算定した額」を「同年度の比準課税標準額」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 住宅用地(第三百四十九条の二の二第一項に規定する住宅用地をいう。以下同じ。)である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が○・八以上のものに対する第一項の規定の適用について、同項の表中「一・〇二五」とあるのは、「一」とする。

4 商業地等(住宅用地以外の土地で当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格によって決定されたものをいう。附則第二十条において同じ。)である宅地等をいう。(以下同じ。)のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が○・六以上のものに対する第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇二五」とあるのは、「一」とする。

附則第十八条の二第一項の表以外の部分中

「前条第二項第一号」を「附則第十八条第二項各

号」に、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「該当するもの」の下に「(次項の規定の適用を受ける

小規模住宅用地(第三百四十九条の三)」を規定する小規模住宅用地をいう。以下同じ。

一般住宅用地(住宅用地で小規模住宅用地以外のものをいう。以下同じ)。

非住宅用宅地等(住宅用地以外の宅地等をいう。以下同じ)。

一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地以外のものをいう。以下同じ)。	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等。
非住宅用宅地等(住宅用地以外の宅地等をいう。以下同じ)。	非住宅用宅地等以外の宅地等又は非住宅用宅地等である部分及び非住宅用宅地等以外である部分を併せ有する宅地等。

成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度き類とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という)とする。

附則第十九条の見出し中「平成六年度から平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に、「農地の」の下に当該年度の」を加え、「上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

負 担 水 準 の 区 分	負 担 調 整 率
○・九以上のもの	一・〇二五
○・八以上○・九未満のもの	一・〇五
○・七以上○・八未満のもの	一・〇七五
○・七未満のもの	一・一

## 官 報 (外)

附則第十八条の二第二項中「前条第一項第二号、第三号又は第四号に掲げる宅地等で平成六年度から平成八年度までの各年度に係る賦課期日ににおいて前項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するものを「附則第十八条第二項第二号に掲げる宅地等で平成九年度に係る賦課期日において前項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下本項において「平成九年度の宅地等」という)、同条第一項第二号に掲げる宅地等で平成十年度に係る賦課期日において前項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下本項において「平成十一年度の宅地等」という)、同条第一項第三項中「前条の二前二条の」に改め、同条第三項中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に、「法人非住宅用宅地等に該当する部分又は個人非住宅用宅地等である部分を「又は非住宅用宅地等である部分」に、「前条を「前二条」に改め、同条を附則第十八条の三」とし、附則第十八条の次に次の一条を加える。

宅地等にあつては平成九年度分、平成十年度の宅地等にあつては平成十一年度分、平成十二年度の宅地等にあつては平成十三年度分、平成十四年度の宅地等に平成十五年度を「類似土地が前年度に、前条の二前二条の」に改め、同条第三項及び第四項を削除する。

附則第十九条の二第一項中「とあり、及び「附則第十八条第一項」及び「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する農地調整固定資産税額」とを削り、同条第三項及び第四項を削除する。

附則第十九条の二第一項第一号中「農地の基準年分の価格」を「農地の当該年分の固定資産税の課税標準とされる価格」に改め、同条に次号に掲げる事情がある土地(次項に規定する土地に該当するに至った場合の当該土地を除く。)に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

平成十一年度に係る賦課期日において次の各号に掲げる事情がある土地(次項に規定する土地に該当するに至った場合の当該土地を除く。)に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

第一項第一号に掲げる事情 附則第十七条の二第一項の表以外の部分中「若しくは第四号」とあるのは「又は第四号」と、「固定資産又は」とあるのは「固定資産税にあつては平成九年度、平成十一年度の宅地等があつては平成十一年度に係る賦課期日(以下本項において「前年度に係る賦課期日」という)に、「係る当該各年分」を「係る平成九年度の当該各年分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる比準課税標準とされる平成十一年度の宅地等」という)に、「当該宅地等の当該各年分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられるべきものとする。)が平成五年度に係る賦課期日」を「平成九年度の宅地等にあつては平成八年度、平成十一年度の宅地等にあつては平成九年度、平成十一年度の宅地等があつては平成十一年度に係る賦課期日(以下本項において「前年度に係る賦課期日」という)に、「係る当該各年分」を「係る平成九年度の当該各年分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる比準課税標準とされる平成十一年度の宅地等」という)に、「当該宅地等が当該各年分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る平成九年度から平成十一年度までの各年

度分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の八を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第一項においては、当該各号に定めるところによる。

第一項第一号に掲げる事情 附則第十七条の二第一項の表以外の部分中「若しくは第四号」とあるのは「又は第四号」と、「固定資産又は」とあるのは「固定資産税にあつては平成九年度、平成十一年度の宅地等があつては平成十一年度に係る賦課期日(以下本項において「前年度に係る賦課期日」という)に、「係る当該各年分」を「係る平成九年度の当該各年分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる比準課税標準とされる平成十一年度の宅地等」という)に、「当該宅地等の当該各年分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられるべきものとする。)が平成五年度に係る賦課期日」を「平成九年度の宅地等にあつては平成八年度、平成十一年度の宅地等にあつては平成九年度、平成十一年度の宅地等があつては平成十一年度に係る賦課期日(以下本項において「前年度に係る賦課期日」という)に、「係る当該各年分」を「係る平成九年度の当該各年分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる比準課税標準とされる平成十一年度の宅地等」という)に、「当該宅地等が当該各年分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る平成九年度から平成十一年度までの各年

度分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の八を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第一項においては、当該各号に定めるところによる。

第一項第一号に掲げる事情 附則第十七条の二第一項の表以外の部分中「若しくは第四号」とあるのは「又は第四号」と、「固定資産又は」とあるのは「固定資産税にあつては平成九年度、平成十一年度の宅地等があつては平成十一年度に係る賦課期日(以下本項において「前年度に係る賦課期日」という)に、「係る当該各年分」を「係る平成九年度の当該各年分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる比準課税標準とされる平成十一年度の宅地等」という)に、「当該宅地等の当該各年分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられるべきものとする。)が平成五年度に係る賦課期日」を「平成九年度の宅地等にあつては平成八年度、平成十一年度の宅地等にあつては平成九年度、平成十一年度の宅地等があつては平成十一年度に係る賦課期日(以下本項において「前年度に係る賦課期日」という)に、「係る当該各年分」を「係る平成九年度の当該各年分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる比準課税標準とされる平成十一年度の宅地等」という)に、「当該宅地等が当該各年分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る平成九年度から平成十一年度までの各年

度分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の八を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第一項においては、当該各号に定めるところによる。

第一項第一号に掲げる事情 附則第十七条の二第一項の表以外の部分中「若しくは第四号」とあるのは「又は第四号」と、「固定資産又は」とあるのは「固定資産税にあつては平成九年度、平成十一年度の宅地等があつては平成十一年度に係る賦課期日(以下本項において「前年度に係る賦課期日」という)に、「係る当該各年分」を「係る平成九年度の当該各年分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる比準課税標準とされる平成十一年度の宅地等」という)に、「当該宅地等の当該各年分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられるべきものとする。)が平成五年度に係る賦課期日」を「平成九年度の宅地等にあつては平成八年度、平成十一年度の宅地等にあつては平成九年度、平成十一年度の宅地等があつては平成十一年度に係る賦課期日(以下本項において「前年度に係る賦課期日」という)に、「係る当該各年分」を「係る平成九年度の当該各年分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる比準課税標準とされる平成十一年度の宅地等」という)に、「当該宅地等が当該各年分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る平成九年度から平成十一年度までの各年

度分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の八を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第一項においては、当該各号に定めるところによる。

第一項第一号に掲げる事情 附則第十七条の二第一項の表以外の部分中「若しくは第四号」とあるのは「又は第四号」と、「固定資産又は」とあるのは「固定資産税にあつては平成九年度、平成十一年度の宅地等があつては平成十一年度に係る賦課期日(以下本項において「前年度に係る賦課期日」という)に、「係る当該各年分」を「係る平成九年度の当該各年分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる比準課税標準とされる平成十一年度の宅地等」という)に、「当該宅地等の当該各年分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられるべきものとする。)が平成五年度に係る賦課期日」を「平成九年度の宅地等にあつては平成八年度、平成十一年度の宅地等にあつては平成九年度、平成十一年度の宅地等があつては平成十一年度に係る賦課期日(以下本項において「前年度に係る賦課期日」という)に、「係る当該各年分」を「係る平成九年度の当該各年分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる比準課税標準とされる平成十一年度の宅地等」という)に、「当該宅地等が当該各年分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る平成九年度から平成十一年度までの各年

官 報 (号 外)

土地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とし、同条第二項中「第三号、第五号若しくは第六号」とあるのは「第三号若しくは第五号」とする。

二 前項第一号に掲げる事情 附則第十七条の二第一項の表以外の部分中「若しくは第六号」とあるのは「第四号」とあるのは「又は第四号」と、「固定資産税又は」(「若しくは第六号」とあるのは「又は第六号」と、「類似土地の当該年度」とあるのは「類似土地の同年度」とし、同項の表の第一号中「第三百四十九条第二項各号」とあるのは「附則第十九条の二第一項第一号」とあるのは「当該平成九年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同項の表の第四号中「当該土地の類似土地」と、「当該平成九年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同条第二項中「第三号、第五号若しくは第六号」とあるのは「第三号若しくは第五号」とする。

平成十一年度に係る賦課期日ににおいて次の各号に掲げる事情がある土地に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 第二項第一号に掲げる事情 附則第十七条の二第一項の表以外の部分中「若しくは第六号」とあるのは「又は第四号」とあるのは「又は第四号」と、「第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成十一年度分の固定資産税にあつては、

とあるのは「にあつては」と、「類似土地の同年度当該年度」とあるのは「類似土地の同年度土地が次の表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地である場合における平成十一年度分の固定資産税にあつては、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格)」とし、同項の表の第三号中「第三百四十九条第一項各号に掲げる事情があるため、平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税標準によることにあつては、当該市町村長が認める著しく均衡を失すると市町村長が認めるところに掲げる事情がある」と、「当該平成九年年度の土地の類似土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該土地が市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格)」とあるのは「附則第十九条の二第一項第一号に掲げる事情がある」と、「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税標準によることにあつては、当該市町村長が認める」とあるのは「附則第十九条の二第一項第

号に掲げる事情がある」と、「当該平成十年度の土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあっては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格)とし、同項の表の第六号中「当該平成十一年度の土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とし、同条第二項中「土地でこれらの農地の類似土地」とあるのは「市街化区域農地でこれらの市街化区域農地とその状況が類似する宅地(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合は市街化区域農地でこれらの市街化区域農地とその状況が類似する宅地)」と、当該平成十年度適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは「当該平成十年度適用土地である市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあっては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格とその状況が類似する宅地である場合は当該平成十年度類似適用する価格)」と、「当該平成十年度類似適用土地の類似土地」とあるのは「当該平成十年度類似適用土地である市街化区域農地とその状況が類似する宅地(当該土地が市街化

区城農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地」とする。  
第二項第一号に掲げる事情 附則第十七  
条の「第一項の表以外の部分中「若しくは第四号」とあるのは「又は第四号」と、「又は当該土地が次の表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成十一年度分の固定資産税にあつては」とあるのは「あつては」と、「類似土地の土地が次の表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地である場合は「類似土地の同年度」と、「価格」とあるのは「価格とし、当該年度分の固定資産税にあつては、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格」とし、同項の表の第三号中「第三百四十九条第二項各号」とあるのは「附則第十九条の二第二項第一号」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同項の表の第五号中「第三百四十九条第二項各号」とあるのは「附則第十九条の二第二項第一号」と、「当該平成十一年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同項の表の第六号中「当該平成十一年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」と、「当該平成十一年度適用土地である市街化区域農地とその状況が類似する宅地」と、「当該平成十一年度類似適用土地の類似土地」とあるのは「当

該平成十年度類似適用土地である市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とする。

附則第十九条の三第四項中「平成五年改正前の地方税法」を、「地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第四号)による改正前的地方税法(以下「平成五年改正前の地方税法」とい

う。)に改める。

附則第十九条の四第一項の表以外の部分中「平成八年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「市街化区域農地」の下に「当該年度の」を加え、「上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

負担水準の区分	負担調整率
○・四以上のもの	一・〇五
○・三以上〇・四未満のもの	一・〇五
○・二以上〇・三未満のもの	一・〇七五
○・一以上〇・二未満のもの	一・一
○・一未満のもの	一・一五

附則第十九条の四第二項中「とあり、及び」附則第十八条第一項」及び、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する市街化区域農地調整固定資産税額」と「を削り、同條第三項を次のように改める。

3 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が〇・八以上のものに対する第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇・一五」とあるのは、「一」とする。

附則第十九条の四第四項を削り、同條第五項中「附則第十八条第一項第一号」を「附則第十八条第一項各号」に、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に、「及び附則第十七条の二」に改め、「該当するもの」の下に「(次項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)」を加え、「平成五年度」を「当該各年度の前年度に、第一項及び第二項」を「及び前三項」に改め、同項を同條第

四項とし、同條第六項中「第三号又は第四号に掲げる市街化区域農地で平成六年度から平成八年度までの各年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するものを」を「掲げる市街化区域農地で平成九年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの(以下本項において「平成九年度特定市街化区域農地」という)、同條第二項第三号に掲げる市街化区域農地で平成十一年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの(以下本項において「平成十一年度特定市街化区域農地」という)」に改める。

第二十条 平成九年度から平成十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、宅地評価土地の固定資産税の特例)

(価格が著しく下落した土地に対して課する平成九年度から平成十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、宅地評価土地及び附則第二十七条の三において同じ。)のうち当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格を当該宅地評価土地の評価標準による平成八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(平成九年度から平成十一年度までの各年度において新たに固定資産税を課すこととなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地(平成十一年度又は平成十一年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第十七条の二第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準

する価格によって決定されるものに限る。)については当該土地の類似土地に係る平成八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とし、平成九年度から平成十一年度までの各年度に係る賦課期日において附則第十九条の二第二項各号に掲げる事実があるため、同項各号の規定により読み替えた第三百四十九条の規定、附則第十九条の二第三項の規定により読み替えた附則第十七条の二第二項若しくは第二項の規定又は附則第十九条の二第四項の規定により読み替えた第三百四十九条の二第一項若しくは第二項若しくは第二項の規定の適用を受ける土地については当該宅地評価土地の類似土地に係る平成八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。)で除して得た数値を一から減じて得た数値(附則第二十七条の三において「価格下落率」という。)が〇・二五以上であり、かつ、当該宅地評価土地の当該年度の負担水準が〇・五(当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合にあつては〇・五五とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合にあつては〇・四五とする。)以上であるもののうち附則第十八条第三項若しくは第四項、第十八条の二又は第十九条の四第三項の規定の適用を受ける土地以外の土地に対する附則第十八条、第十九条及び第十九条の四の規定の適用については、附則第十八条第一項の表中「一・〇・一五」とあるのは、「一」とし、附則第十九条第一項の表中「一・〇・一五」とあり、「一・〇・五」とあり、「一・〇・七五」とあり、「一・一」とあるのは「一」とし、附則第十九条の四第一項の表中「一・〇・一五」とあるのは、「一」とする。

第二十一条 刪除

附則第二十二条第一項中「附則第十八条第一項の下に、第十八条の二」を加え、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成

官 報 (号 外)

十一年度まで」に改め、同条第一項の表中「農地の基準年度の価格」を「農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格」に改め、同条に次の四項を加える。  
 3 附則第十九条の二第三項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項又

は第一項の規定の適用を受ける土地(平成十一年度分の固定資産税について同条第一項の規定の適用を受ける土地を除く。)に対して課する平成十一年度分又は平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次とおり読み替えるものとする。

土 地 の 区 分	年 度	価 格
一 附則第十九条の二第三項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表(以下この表において「第一項の表」という。)の第一号に掲げる土地	平成十一年度	
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	平成十一年度	
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	平成十一年度	
四 第一項の表の第四号に掲げる土地	平成十一年度	
五 第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	

4 平成十一年度分の固定資産税について附則第十九条の二第三項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土 地 の 区 分	年 度	価 格
一 附則第十九条の二第四項の規定により読み替えて適用を受ける土地に対し課する平成十一年度分の固定資産税に限り、第一項の表(以下この表において「第一項の表」という。)の第三号に掲げる土地	平成十一年度	
二 第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	
三 第一項の表の第六号に掲げる土地	平成十一年度	
四 第一項の表の第七号に掲げる土地	平成十一年度	
五 第一項の表の第八号に掲げる土地	平成十一年度	

三 第一項の表の第六号に掲げる土地	平成十一年度
一 附則第十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定により読み替えた附則第十七条の二第一項の規定により読み替えるものとする。	当該市街化区域農地とその状況が似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第一項の規定により読み替えた附則第十七条の二第一項の規定により読み替えるものとする。

土 地 の 区 分	年 度
一 第一項の表の第二号に掲げる土地	平成十一年度

一 第一項の表の第二号に掲げる土地	年 度
一 平成十一年度	当該市街化区域農地とその状況が似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第一項の規定により読み替えた附則第十七条の二第一項の規定により読み替えるものとする。

二 第一項の表の第二号に掲げる土地	年 度
一 平成十一年度	当該市街化区域農地とその状況が似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第一項の規定により読み替えた附則第十七条の二第一項の規定により読み替えるものとする。

三 第一項の表の第二号に掲げる土地	年 度
一 平成十一年度	当該市街化区域農地とその状況が似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第一項の規定により読み替えた附則第十七条の二第一項の規定により読み替えるものとする。

四 第一項の表の第四号に掲げる土地	年 度
一 平成十一年度	当該市街化区域農地とその状況が似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第一項の規定により読み替えた附則第十七条の二第一項の規定により読み替えるものとする。

五 第一項の表の第五号に掲げる土地	年 度
一 平成十一年度	当該市街化区域農地とその状況が似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第一項の規定により読み替えた附則第十七条の二第一項の規定により読み替えるものとする。

六 第一項の表の第六号に掲げる土地	年 度
一 平成十一年度	当該市街化区域農地とその状況が似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第一項の規定により読み替えた附則第十七条の二第一項の規定により読み替えるものとする。

「附則第二十三条规定中「附則第十八條第一項」を「附則第十八條第一項、第十八條の二」に改め、「附則第十八條第一項の下に「又は第十八條の二」を加える。附則第二十四条中「附則第十八條第一項」の下に「、第十八條の二」を加え、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、同條第一項の表以外の部分中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「宅地等調整固定資産税額」の下に「、商業地等調整固定資産税額」を加える。附則第二十五条の前の見出し中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、同條第一項の表以外の部分中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「宅地等の」の下に「当該年度の」を加え、「用途の区分及び同表の中欄に掲げる上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第二十五条规定中「とあり、及び「附則第十八條第一項」と及び「宅地等調整固定資産税額」とあるのは同項に規定する宅地等調整都市計画税額」と、「同年度分の固定資産税」とあるのは同年度分の都市計画税と、「前条第二項」とあるのは前条第四項」とを削り、同條第三項及び第四項を削る。

附則第二十五条规定中「附則第十八條の二」を「附則第十八條の三」に、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に、「前条第一項第一号」を「附則第十八條第一項各号」に、「前条第一項第一号」と、「及び前条」を「附則第十八條第一項各号」と、「及び前条」に、「前条第二項第一号、第三号又は第四号」を「附則第十八條第一項第一号」に、「固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額」とあるのは都市計画税に係る附則第二十五条规定第一項に規定する宅地等調整都市計画税額」と、「及び前条」とあるのは「及び第二十五条规定第一項に規定する宅地等調整都市計画税額」と、「前条」を、「前条」に改める。

附則第二十六条规定中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、同條第一項の表以外の部分中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「農地の」の下に「当該年度の」を加え、「上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

負 担 水 準 の 区 分	負 担 調 整 率
○・九以上のもの	一・〇一五
○・八以上○・九未満のもの	一・〇五
○・七以上○・八未満のもの	一・〇七五
○・七未満のもの	一一

官 報 (号 外)

附則第二十一条第一項中「とあり、及び附則第十八条第一項」及び、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは同項に規定する農地調整都市計画税額と、「同年度分の固定資産税」とあるのは同年度分の都市計画税と、「前条第三項」とあるのは「前条第四項」とを削り、同条第二項及び第四項を削る。

附則第二十七条の二第一項の表以外の部分中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「市街化区域農地の」の下に「当該年度の」を加え、「上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

負担水準の区分	負担調整率
○・四以上のもの	一・〇二五
○・三以上○・四未満のもの	一・〇五
○・二以上○・三未満のもの	一・〇七五
○・一以上○・二未満のもの	一・一
○・一未満のもの	一・一五

「附則第十七条の二」第二項中「とあり、及び  
「附則第十八条第一項」及び「宅地等調整固定資産税額」とあるのは同項に規定する市街化区域農地調整都市計画税額」と、「同年度分の固定資産税」とあるのは「同年度分の都市計画税」と、「前条第三項」とあるのは「前条第四項」とを削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第一項の規定に」を「前項の規定に」に、「附則第十八条第二項第一号」を「附則第十八条第二項各号」に、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「該当するもの」の下に「次項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。」を加え、「平成五年度」を「当該各年度の前年度」に、「第一項及び第二項」を「及び前一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第三号又は第四号に掲げる市街化区域農地で平成六年度から平成八年度までの各年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの」を「に掲げる市街化区域農地で平成九年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するも

(の)以下本項において「平成九年度特定市街化区域農地」という。同条第二項第三号に掲げる市街化区域農地で平成十年度に係る賦課期日ににおいて特定市街化区域農地に該当するもの(以下本項において「平成十年度特定市街化区域農地」という。又は同条第二項第四号に掲げる市街化区域農地で平成十一年度に係る賦課期日ににおいて特定市街化区域農地に該当するもの(以下本項において「平成十一年度特定市街化区域農地」という。)に、「(当該市街化区域農地の当該各年度分の都市計画税による市街化区域農地調整都市計画税額の算定の基礎となる比準課税標準額の算定に用いられるべきものとする)が平成五年度に係る賦課期日」を「が平成九年度特定市街化区域農地にあつては平成八年度、平成十年度特定市街化区域農地にあつては平成九年度、平成十一年度特定市街化区域農地にあつては平成十年度に係る賦課期日(以下本項において「前年度に係る賦課期日」という。)に、「係る当該各年度分」を「係る平成九年度特定市街化区域農地にあつては平成九年度分、平成十年度特

定市街化区域農地にあつては平成十年度分、平成十一年度特定市街化区域農地にあつては平成十一年度分に、「類似土地が平成五年度」を「類似土地が前年度」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第二十七条の二の次に次の二条を加える。  
(土地に対して課する平成九年度から平成十一年度分、平成十一年度分に、「類似土地が平成五年度」を「類似土地が前年度」に改め、同項を同条第四項とする。

係る同条第一項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。)を当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額に当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を、当該市地に係る都市計画税額から減額することができる。

一 住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上・〇・八以下のもの及び特定市街化区域農地のうち当該特定市街化区域農地の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの並びにこれらの土地以外の宅地評価土地(次号に掲げる土地を除く。)のうち当該宅地評価土地の当該年度の価格下落率が〇・一五以上であり、かつ、当該宅地評価土地の当該年度の負担水準が〇・五(当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合は〇・五五とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合については〇・四五とする。)以上であるもの(以下本項において「据置減額適用土地」という)。次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに掲げる額

イ 平成九年度 当該土地に係る平成八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該土地が同年度分の都市計画税について平成九年改正前の地方税法附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「平成八年度負担調整適用土地」という。)であるときはこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成八年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について平成九

に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第七百一十二条の三(第二十三項を除く。)、第三百四十九条から第十五条までの三まで又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の二第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする。以下本項において「平成九年度価額」という。)

(2) 平成十一年度 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに掲げる額

(i) 平成十一年度において据置減額適用土地である土地(以下本項において「平成十一年度据置減額適用土地」という。)であるもの 平成十年度据置減額の基礎となる価額(当該平成十年度据置減額適用土地が平成九年度据置減額適用土地以外の土地であるときは平成八年度価額として該平成十年度据置減額適用土地が平成九年度据置減額適用土地とする。)であるときは平成九年度価額とする。

以下本項において同じ。)

三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成十一年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を第三百四十九条の三（第二十三項を除く。）第七百二一条の三、附則第五十五条から第十五条の三まで又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする。)

二 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・八を超えるもの（以下本項において「引下げ減額適用土地」という。）次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに掲げる額

イ 平成九年度 当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の八を乗じて得た額（以下本項において「平成九年度引下げ価額」という。）

ロ 平成十年度 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに掲げる額

(1) 平成九年度において据置減額適用土地又は引下げ減額適用土地以外の土地であるもの（以下本項において「平成九年度の減額対象外の土地」という。）当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の八を乗じて得た額（以下本項において「平成九年度引下げ価額」という。）

(2) 平成九年度据置減額適用土地又は平成九年度において引下げ減額適用土地である土地（以下本項において「平成九年度引下げ減額適用土地」という。）であるもの 平成十年度引下げ減額の基礎となる価額（当該土地が平成九年度における土地（以下本項において「平成九年度引下げ減額適用土地」という。）では平成八年度価額（当該額が当該土地

は、当該土地の平成十一年度引下げ価額

2 平成九年度から平成十一年度までの各年度において新たに固定資産税を課すこととなる土地又は当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地(第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第十七条の二第一項若しくは第一項の規定により当該土地に対しても課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格によつて決定されるものに限る)に対して課する当該年度分の都市計画税に係る前項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額(当該土地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十三項を除く)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該各号に定める額に第三百四十九条の三(第二十三項を除く)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率を乗じて得た額(以下本項において「特例適用後の額」という。)とし、当該土地が負担調整適用土地以外の土地であり、かつ、当該年度分の都市計画税について同条第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地であるときは当該各号に定める額又は当該特例適用後の額に当該年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。)を当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額」とあるのは「当該土地に係る当該年度分の都市計画税額に、当該年度において本条の規定の適用

を受けることとなる当該土地の類似土地の次  
の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号  
に定める額(当該類似土地が当該年度分の固  
定資産税について第三百四十九条の三(第一  
十三項を除く。)、第三百四十九条の三の二、  
附則第十五条から第十五条の三まで又は附則  
第十九条の三の規定の適用を受けた土地であ  
るときは当該各号に定める額に第三百四十九  
条の三(第二十三項を除く。)、第七百一一条の  
三、附則第十五条から第十五条の三まで又は  
附則第二十七条の規定により読み替えられた  
附則第十九条の三第一項本文の規定に定める  
率を乗じて得た額(以下本項において「特例適  
用後の額」という。)とし、当該類似土地が負  
担調整適用土地以外の土地であり、かつ、当  
該年度分の都市計画税について同条第一項た  
だし書(同条第三項において準用する場合を  
含む)の規定の適用を受ける土地であるとき  
は当該各号に定める額又は当該特例適用後の  
額に当該年度に係る同条第一項の表の下欄に  
掲げる率を乗じて得た額とする。)を当該類似  
土地の当該年度分の都市計画税の課税標準と  
なるべき額とした場合における都市計画税額  
を当該類似土地に係る当該年度分の都市計画  
税額で除して得た数値を乗じて得た額」と  
し、同項各号中「当該土地」とあるのは「当該  
類似土地」とする。

宅地等に係る当該年度分の都市計画税額で除して得た数値を乗じて得た額」とし、同項第六号中「当該土地」とあるのは当該類似する土地等とする。  
5 前条第三項及び第四項の規定は、本条の規定の適用について準用する。この場合において、前条第三項中「前二項」とあるのは「次条」と、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「及び次条」と読み替えるものとする。  
6 本条の規定の適用を受ける土地に対する附則第二十九条の二及び第二十九条の四から第二十九条の六までの規定の適用については、本条の規定による減額後の都市計画税額を当該土地に係る当該年度分の都市計画税額とする。  
附則第二十九条第一項中「附則第十八条第一項」の下に、「第十八条の二」を加え、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、同項第一号中「宅地等調整固定資産税額」の下に「又は商業地等調整固定資産税額」を加え、同条第二項第一号中「法人非住宅用宅地である部分又は個人非住宅用宅地等」を「又は非住宅用宅地等」に改め、同条第三項中「基準年度」の下に「(附則第十七条の二第一項の規定が適用される年度を含む。)」を加え、「同条第一項」を「附則第十九条の三第一項」に改め、同条第四項を次のように改める。  
4 平成十年度分又は平成十一年度分の固定資産税に限り、市町村長は、土地課税台帳等に登録された土地のうち当該年度分の固定資産税について附則第十七条の二第一項の規定の適用を受けるものについては、土地課税台帳等にその旨を明らかにする表示をしなければならない。  
附則第二十九条中第五項を削り、第六項を第

(都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に關する都市計画が當該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由の生じた日(以下本条において「市街化区域設定日」という。)の属する年の翌年の一月一日(当該市街化区域設定日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。)分に、「平成五年度分」を「市街化区域設定年度の翌年度分」に、「平成四年度」を「市街化区域設定年度」に、「平成三年度」を「市街化区域設定日」に、「平成二年四月一日」を「市街化区域設定日」に、「平成四年十一月三十日」を「市街化区域設定年度の初日の属する年の一月三十日」に、「都市計画法」を「同法」に、「平成五年十二月三十一日」を「市街化区域設定年度の翌年度の初日の属する年の一月三十日」に、「場合には、平成四年度分」を「場合には、市街化区域設定年度分に、「平成四年度分」を「市街化区域設定年度分」に改め、同条第二項中「平成四年四月一日」を「市街化区域設定年度の初日」に、「平成五年一月三十日」を「同年度の翌年度の初日の属する年の一月三十日」に改め、同条第三項中「平成五年十一月三十日」を「市街化区域設定年度の翌年度の初日の属する年の一月三十日」に、「平成六年一月三十日」を「市街化区域設定年度の翌々年度分」を「市街化区域設定年度分」に、「平成五年度分」を「市街化区域設定年度の翌年度分」に、「平成六年度分」を「市街化区域設定年度の翌年度の初日の属する年の一月三十日」に、「平成六年度分」を「市街化区域設定年度の翌年度分」に、「平成七年度分」を「市街化区域設定年度の翌年度分」に改め、同条第四項中「平成六年一月三十日」を「市街化区域設定年度の翌々年度の初日の属する年の一月三十日」に改め、同条第五項中「平成四年四月一日」を「市

街化区域設定年度の初日」に、「平成六年一月三十  
一日」を「同年度の翌々年度の初日の属する年  
の一日」を「同日の属する年の翌々年の一月三十  
一日」に、「平成八年一月三十一日」に  
改め、同条第七項中「平成六年三月三十一日」を  
「市街化区域設定年度の翌々年度の初日」の属す  
る年の三月三十一日」に、「平成四年度分」を「市  
街化区域設定年度分」に、「平成五年度分」を「市  
街化区域設定年度の翌年度分」に改め、同条第  
八項中「平成六年四月一日」を「市街化区域設定  
年度の翌々年度の初日」に、「平成四年度分」を「市  
街化区域設定年度分」に、「平成五年度分」を「市  
街化区域設定年度分」に、「平成六年度分」を  
「三月三十一日」に、「平成四年度分」を「市街化区  
域設定年度分」に、「平成五年度分」を「市街化区  
域設定年度の翌年度分」に、「平成六年度分」を  
「市街化区域設定年度の翌々年度分」に、「平成  
七年度分」を「市街化区域設定年度から起算して  
三年度を経過した年度分」に改め、同条第十一  
項中「平成四年度分」を「市街化区域設定年度分」  
に、「平成五年度分」を「市街化区域設定年度の  
翌年度分」に改め、「平成五年度分」を「市街化区  
域設定年度の翌年度まで」に、「平成六年度分」  
に、「平成六年度分」を「市街化区域設定年度の  
翌々年度分」に、「平成四年度」を「市街化区域設  
定年度分」に改め、同条第十八項中「平成六年度ま  
で」を「市街化区域設定年度の翌々年度まで」  
に、「平成七年度分」を「市街化区域設定年度の  
区域設定年度から起算して三年度を経過した年  
度分」に改め、「平成四年度」を「市街化区域設  
定年度の翌年度分」に、「平成七年度分」を「市街化  
区域設定年度から起算して三年度を経過した年  
度分」に改め、「平成五年度」を「市街化区域設  
定年度の翌年度分」に、「平成八年度」を「同  
年度の翌々年度」に、「平成八年度」を「附則第二  
十九条の五に規定する市街化区域設定年度から  
改め、同条第十八項中「平成五年度」を「市街化  
区域設定年度の翌年度」に、「平成七年度」を「同  
年度の初日の属する年の一月一日」に、「平成六年  
度分」を「市街化区域設定年度の翌々年度分」に  
改め、同条第十八項中「平成五年度」を「市街化

起算して四年度を経過した年度に改め、同条第二十項を削る。

附則第三十条の二中「九百四十八円」を「千五百五十五円」に改める。

附則第三十一条の一〔第四項中「平成九年三月三十日」〕を「平成十一年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の三第一項中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十二年度まで」に改め、同項を同条第七項中「第三項を『第四項』に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項を『第四項』に、『平成十一年度』を『平成十二年度』に、『平成九年三月三十一日』を『平成十一年三月三十一日』に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の」を第一項又は第二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「平成八年一月一日から同年十一月三十一日まで」を「平成九年一月一日から平成十一年十二月三十一日まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 附則第十八条の二の規定の適用がある商業地等(附則第十八条第四項に規定する商業地等をいうものとし、三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある商業地等を除く。)に対して課する平成九年度から平成十一年度までの各年度分の特別土地保有税については、第五百九十六条第一号及び第六百二十四条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十八条の二に規定する課税標準となるべき額」とする。

附則第三十一条の四の二第一項中「所在する土地」の下に「当該土地の所在する市(都)の特別区の存する区域にあっては、都)が土地の状況

を勘案して当該市の条例で定める当該市の全部又は一部の区域内に所在する土地を除く。次項において同じ。」を加え、「平成四年度」を「平成九年度」に改め、同条第一項中「平成二年四月一日」を「平成九年四月一日」に改める。

附則第三十二条第二項中「平成九年三月三十日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「本項及び次項」を「本項から第七項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

7 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得(第五項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対し課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成九年四月一日から平成十年九月三十日まで 百分の一

二 平成十年十月一日から平成十一年一月二十八日まで 百分の〇・一

附則第三十二条の三第二項中「第十七項」を「第十四項」に改め、同条第三項中「第十三項」を「第十項」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「(第二十四項において「製造協同組合等」という。)」「(第十四項において「販売協同組合等」という。)」「(第十四項において「伝統的工芸品産業振興用共同施設」という。)」及び「及び従業者給与総額」を削り、「平成九年四月一日」を「平成十一年四月一日」に改め、「事業所税」の下に「のうち資産割」を加え、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第二十五項」を「第十九項」に改め、「及び従業者給与総額」

官 報 (号 外)

額を削り、「平成九年四月一日」を「平成十一年四月一日」に改め、「事業所税」の下に「のうち資産割」を加え、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第二十六項」を「第二十項」に改め、「及び従業者給与総額」を削り、「平成九年四月一日」を「平成十一年四月一日」に、「平成九年分」を「平成十一年分」に改め、「事業所税」の下に「のうち資産割」を加え、同項を同条第七項とし、同条第十項を削り、同条第一項中「同法第六条第一項」を「当該承認を受けた日から平成十一年三月三十日までの間に行われる同法第六条第一項」に改め、「事業所税」の下に「(同条第二項に規定する新增設に係る事業所税)をいう。以下次条までにおいて同じ。」を加え、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十三項を第十項とし、第十四項から第二十一項までを三項ずつ繰り上げ、同条第二十二項から第二十四項までを削り、同条第二十五項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十七項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第二十八項を同条第二十九項とし、「附則第三十二条の三第一項から第九項まで」を「附則第三十二条の三第二項から第七項まで」に改め、「又は附則第三十二条の三第五項若しくは第六項を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第三十項とし、第三十二条の三第八項から第二十二項まで」及び「又は附則第三十二条の三第三項から第九項まで」を「附則第三十二条の三第二項から第七項まで」に改め、「又は附則第三十二条の三第十一項から第二十八項まで」を「附則第三十二条の三第十一項から第二十八項まで」に、「附則第三十二条の三第五項若しくは第六項を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第三十項とし、第三十二条の三第五項若しくは第六項を削り、同項を同条第二十一項に改め、同項を同条第二十四項とする。

附則第三十二条の三の二第一項中「前条第十一項」を「前条第八項に改め、同条第二項中「前条第十一項」を「前条第十五項」に改め、同条第二項中「前条第十九項」に改め、同条第三項中「前条第十三項」に改め、同条第六項中「前条第二十項」に改め、同条第四項中「平成九年四月一日」を「平成十一年四月一日」に、「平成九年分」を「平成十一年分」に改め、同条第五項中「前条第十六項」を「前条第十二項」に改め、同条第六項中「前条第二十一項」に改め、同条第七項中「前项」を「前条第十七項」に改め、同条第七項中「前项」を「前条第十一項」に改め、同条第八項中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社にに関する法律第一条第一項又は第二条第二十七項」を「前条第二十一項」に改め、同条第八項中「旅客会社等」といふ。」を「北海道旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社若しくは九州旅客鉄道株式会社(第十一項において「北海道旅客会社等」という。)又は日本貨物鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社(第十一項において「北海道旅客会社等」といふ。)に改め、同条第十項中「平成九年四月一日」を「平成十一年四月一日」に、「平成九年分」を「平成十一年分」に、「若しくは第八項」を「四分の三(日本貨物鉄道株式会社等にあつては、「二分の一」)」に改め、同条第十一項中「旅客会社等が」を「北海道旅客会社が」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「に」に「に旅客会社等を」に改め、同条第十三条中「に旅客会社等を」に「に旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社にに関する法律第一条第一項若しくは第二項に規定する旅客会社若しくは貨物会社(以下本項において「旅客会社等」といふ。)に改め、同条第十四項中「前条第十四項

八項まで」を「附則第三十九条第一項から第四項まで、第六项、第七項及び第十項中「平成九年三月二十一日」を「平成十一年三月二十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二条の二第十八項」を「附則第三十二条の二第十九項から第二十七項まで」とし、「附則第三十二条の三第十九項から第二十七項まで」を「附則第三十二条の三第八項から第二十一項まで」に改める。

附則に次の一条を加える。  
(長野オリンピック冬季競技大会の開催に伴う地方税の特例)

第四十条 道府県は、外客(出入国管理及び難民認定法(以下本項において「入管法」という。)別表第一又は別表第二の在留資格(永住者を除く。)を認められた者及び入管法第十四条から第十六条までの規定による許可を受けた者をいう。)の旅館における宿泊並びに「これに伴つ遊興、飲食及びその他の利用行為に対しても、当該行為が平成十年一月一日から同年三月三十一日までの間に行われたときはに限り、第一百三十三条の規定にかかわらず、特別地方消費税を課すことができる)。

2 市町村は、平成十年度分の固定資産税に限り、財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会が長野オリンピック冬季競技大会(以下本項において「大会」という。)の会場内において大会の用に供する家屋及び償却資産又は大会に参加する各国の選手及び選手団の役員の利便に供する施設の用に供する家屋及び償却資産で、政令で定めるものに対するトットビ債権を課す」とが「やむを得ない」場合は、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課す」とが「やむを得ない」。

別表第一中「1.8%」を「1.85%」に、「126,000円」を「63,000円」とする。  
別表第三「4.95%」を「5.4%」に、「279,000円」を「342,000円」とする。

**(地方税法の一部改正)**  
第一条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七節 特別地方消費税  
款項 通則 第百三十三条 第一百一十八条 第五百五十九条

**第三款第五第四款**

（三十一條）「第七節 削除」に改  
（三十條）「第一百二十八條」を「第七節 削除」に改

る。(第一百四十四條)

第四条第二項中第七号を削り、第八号を第十七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号

とする。

現において準用する場合を含む。」を削る。

つ繰り上げる。  
第二章第七節の節名を次のように改める。

## 第二章第七節第一款から第五款までの款名を 削除

削る。  
第一百十三条から第一百四十四条までを次のように  
に改める。

**第一百三十二条から第一百四十四条まで  
第一百四十四条の二を削る。**

正する。  
十一年法律第八十一号)の一部を次のように改

のにあつては同項の価格の五分の一（小規模住宅用地（地方税法第三百四十九条の三）の第一項に規定する小規模住宅用地をいう。以下本項において同じ。）に相当する土地にあつては、前条第一項の価格の六分の一）、その他の住宅に

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び同報告書

係るものにあつては」を削り、「同法」を「地方税法」に改め、「住宅用地で小規模住宅用地の下

う。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用すべき課税二段手

する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例に

5 平成八年四月一日から同年十一月三十一日まで  
の間において、所定第二十三条第十四項の規定によ

に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する従前の不

動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じて当該各号に定める日がある場合、同項第一二項一項に付する

場合、同条第十三項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、新法附則第十一條第二項に規定する交

換によって土地が失われた場合、同条第十四項に規定する道路一体建物に係る道路法(昭和二

十七年法律第百八十号)第四十七条の六第一項に規定する協定が締結された場合、新附則第十一條の四第五項第一号に規定する入会林野整

備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合、同項第二号に規定する旧慣使用林野整備

の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合又は同条第七項に規定する交換分合によって土地が失われた場合であつて、かつ、平

成九年一月一日以後に新法第七十三条の十四第  
八項、第十項若しくは第十三項、附則第十一条

第一項若しくは第十四項又は附則第十一条の四  
第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産  
の取得又は売りの取扱が丁つて、こ易合に6、

の取扱いに二段の取扱が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていな

い場合にあつては、道府県知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定

した価格)中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

## 第七十二条の十四第八項

## 登録された価格

得た額に規定する宅地評価土地のうち附則第十一條の一部以外の条

## 決定した価格

得た額に規定する宅地評価土地のうち附則第十一條の一部以外の条

## 第七十三条の十四第十項

## 登録された価格

得た額に規定する宅地評価土地のうち附則第十一條の一部以外の条

## 決定した価格

得た額に規定する宅地評価土地のうち附則第十一條の一部以外の条

## 第七十三条の十四第十三項

## 登録された価格

得た額に規定する宅地評価土地のうち附則第十一條の一部以外の条

## 決定した価格

得た額に規定する宅地評価土地のうち附則第十一條の一部以外の条

## 登録された価格

得た額に規定する宅地評価土地のうち附則第十一條の一部以外の条

## 決定した価格

得た額に規定する宅地評価土地のうち附則第十一條の一部以外の条

## 登録された価格

得た額に規定する宅地評価土地のうち附則第十一條の一部以外の条

## 決定した価格

得た額に規定する宅地評価土地のうち附則第十一條の一部以外の条

平成九年四月一日から平成十一年十二月三十日までの間において、小笠原諸島振興開発特別措置法昭和四十四年法律第七十九号)第十六条第一項に規定する譲渡した不動産を譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合は、東京都知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準(当該不動産が新法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合においては、新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準)によって決定した価格)中に新法附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の価格が

三分の価格に相当する額に相当する額を加算して得た額)

## 附則第十二条の四第五項

## 登録された価格

决定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)

## 附則第十二条の四第七項

## 登録された価格

决定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)

## 附則第十二条の四第五項

## 登録された価格

决定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)

## 附則第十二条の四第七項

## 登録された価格

决定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)

## 附則第十二条の四第五項

## 登録された価格

决定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)

## 附則第十二条の四第七項

## 登録された価格

决定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)

## 附則第十二条の四第五項

## 登録された価格

决定した価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)

あるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用について、同項中「登録された価格」とあるのは、「登録された価格(当該価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」とあるのは、「同法」と、「決定した価格」とあるのは、「決定した価格(当該価格のうち同法附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」と、「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)」とあるのは、「同法」と、「決定した価格」とあるのは、「決定した価格(当該価格のうち同法附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」

を加算して得た額」と読み替えるものとする。

7 小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定により東京都知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が新法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準」と読み替えるものとする。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第五条 新法第七十四条の五及び附則第十二条の二の規定は、施行日以後に行われる新法第七十四条の二第一項の壳渡し又は同条第二項の壳渡し若しくは消費等(以下この項において「壳渡し等」という。)に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用し、施行日前に行われた壳渡し等に係る製造たばこに対して課する道府県たばこ税については、なお従前の例による。

(特別地方消費税に関する経過措置)

第六条 新法第一百四十四条の二の規定は、施行日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第一百三十三条第一項に規定する他の利用行為をいう。)に對して課すべき道府県たばこ税について課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

第七条 第二条の規定の施行の日前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(同条の規定による改正前の地方税法第一百三十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。以下この条において同じ。)に對して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

2 道府県知事は、条例の定めるところにより、特別地方消費税の特別徵收義務者が第二条の規

定の施行日の前日において交付を受けている

同条の規定による改正前の地方税法第一百一十条第二項の証票を返納させるものとする。

3 第二条の規定による改正前の地方税法第一百一十九条の規定は、第二条の規定の施行の日前に

十九条の規定は、第二条の規定の施行の日前ににおける遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為の状況等を記載した帳簿及び書類の保存につついては、なおその効力を有する。

(市町村民税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成八年度分までの個人の市町村民税

については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

2 新法第三百一十八条の三及び別表第一の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第三百一十八条に規定する退職手当等といふ。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 新法第三百一十八条の三及び別表第一の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

4 新法第三百一十八条の三及び別表第一の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

5 新法第三百一十八条の三及び別表第一の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

6 新法第三百一十八条の三及び別表第一の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

7 新法第三百一十八条の三及び別表第一の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

8 新法第三百一十八条の三及び別表第一の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

9 新法第三百一十八条の三及び別表第一の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

10 新法第三百一十八条の三及び別表第一の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

質を浄化するための償却資産に関する部分は、平成八年一月一日以後に新設された当該償却資産に対し課する平成九年度分の固定資産税について適用する。

5 平成八年一月一日から平成九年一月一日までの間に設置された旧法附則第十五条第七項に規定する障壁その他の構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和六十一年度から平成八年度までの間に新たに取得され、かつ、直接、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第一条第十六項に規定する航空運送事業の用に供された旧法附則第十五条第三十四項に規定する家庭及び賃貸対象の固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成三年一月一日(旧法附則第十五条第十一項に規定する特定届出駐車場については、平成三年十一月一日)から平成九年一月一日までの間に建設され、又は設置された同項に規定する特定都市計画駐車場又は特定届出駐車場の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成七年七月一日から平成九年三月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十一条に規定する特定届出駐車場にあっては、平成八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成七年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する高度有線テレビジョン放送施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十三項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成九年三月三十一日まで」とあるのは「平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」と、「四分の三」とあるのは「五分の四」とする。

2 この法律の施行の際現に在職する固定資産評価審査委員会の委員の任期は、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に在職する固定資産評価審査委員会の委員の任期は、なお従前の例による。

4 新法附則第十五条第五項第六号の二に規定する土壠、簡易土堤及び防護壁、障壁その他の構築物並びに流出油等防止壁に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法附則第十五条第五項第六号の二に規定する施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新法附則第十五条第五項第六号の二に規定する施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新法附則第十五条第五項第六号の二に規定する施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新法附則第十五条第五項第六号の二に規定する施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 新法附則第十五条第五項第六号の二に規定する施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

10 新法附則第十五条第五項第六号の二に規定する施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

平成九年三月三十一日まで」とあるのは「平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」と、「四分の三」とあるのは「五分の四」とする。

2 この法律の施行の際現に在職する固定資産評価審査委員会の委員の任期は、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に在職する固定資産評価審査委員会の委員の任期は、なお従前の例による。

4 新法附則第十五条第五項第六号の二に規定する施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新法附則第十五条第五項第六号の二に規定する施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新法附則第十五条第五項第六号の二に規定する施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新法附則第十五条第五項第六号の二に規定する施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新法附則第十五条第五項第六号の二に規定する施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 新法附則第十五条第五項第六号の二に規定する施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

10 新法附則第十五条第五項第六号の二に規定する施設に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

本項において同様の登録がなされていないことと又は登録された価格等とあるのは、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第二百四十九号)附則第十二条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額と、「価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは、同項の比準課税標準額と、「価格等」とあるのは、同項の比準課税標準額を」と、新法第四百三十一号附則第一項中「第四百五十五条第一項第四百四十九条第三項の場合を含む。」の総監期間の初日からその末日後十日までの間に於て、又は第四百七十七条第一項」とあるのは、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第二百四十九号)附則第十二条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第十二条の規定により読み替えて適用される第四百七十七条第一項」とする。

る」とがでさる。

市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において、当該宅地等に係る平成九年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定(以下この条において「本算定」という。)をした場合には、遲滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該宅地等に係る平成九年度分の固定資産税額又は都市計画税額(以下この条において「本算定税額」という。)に満たないときは本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは新法による第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納税義務者に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納稅通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納稅通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、宅地等については旧法附則第十八条第一項又は第二十五条第一項の規定の例により仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に達しない場合においては本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においてはその過納額を還付し、又は当該納稅義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当すること。

第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、

(市街化区域農地に對して課する固定資産税又は都市計画税の特例に関する経過措置) 第十三条 平成八年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第四号。以下「平成五年改正法」という。)附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される旧法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受けた平成五年改正法による改正前の地方税法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地(以下この条において「平成五年改正法附則適用市街化区域農地」という。)に係る平成九年度分の固定資産税に限り、新法附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額は、同号イの規定にかかわらず、旧法附則第十九条の四第一項に規定する平成八年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該土地が同年度分の固定資産税額の算定について平成五年改正法附則第九条第二項の規定においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正法による改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けるものにあっては、当該額を同年度に係る同項の表の下欄に掲げる率で除して得た額とし、当該土地が同年度分の固定資産税について旧法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五條の三までの規定の適用を受ける土地であるときは当該除して得た額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。)とする。

2 平成五年改正法附則適用市街化区域農地に係る平成九年度分の都市計画税に限り、新法附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額とは、同号ロの規定にかかるはず、旧法附則第二十七条の二第一項に規定する平成八年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該土地が同年度分の都市計画税の算定について平成五年

年改正法附則第九条第二項の規定においてないが、  
効力を有するものとして読み替えて適用される  
平成五年改正法による改正前の地方税法附則第  
二十七条の規定によりその例によることとされ  
る同法附則第十九条の三第三項において準用す  
る同条第一項ただし書の規定の適用を受けるも  
のにあつては、当該額を同年度に係る同項の表  
の下欄に掲げる率で除して得た額とし、当該土  
地が同年度分の固定資産税について旧法第三百  
四十九条の三(第一十三項を除く。)又は附則第  
十五条规定から第十五条の三までの規定の適用を受  
けるときは当該除して得た額をこれら  
の規定に定める率で除して得た額とする。)と  
する。

3 平成五年改正法附則適用市街化区域農地に対  
する新法附則第二十七条の三の規定の適用につ  
いては、同条第一項第一号イ中「同年度分の都  
市計画税の課税標準となるべき額」とある  
のは「同年度分の都市計画税の課税標準となる  
べき額当該土地が同年度分の都市計画税額の  
算定について地方税法等の一部を改正する法律  
(平成五年法律第四号。以下「平成五年改正法」  
という。)附則第九条第二項の規定においてなお  
効力を有するものとして読み替えて適用される  
平成五年改正法による改正前の地方税法附則第  
二十七条の規定によりその例によることとされ  
る同法附則第十九条の三第三項において準用す  
る同条第一項ただし書の規定の適用を受けるも  
のにあつては、当該額を同年度に係る同項の表  
の下欄に掲げる率で除して得た額とし」とす  
る。

官 報 (号 外)

賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地又は同条第三項において準用する同条第二項の規定により市街化区域設定年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地で同年度分の固定資産税について同条第一項ただし書の規定の適用を受けたものを含む。以下この条及び次条において「平成八年度軽減適用市街化区域農地」といふ)であつて同年度分の固定資産税について旧法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受けないものに係る平成九年度から平成十一年度までの各年度のうち新たに新法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受けることとなる年度分の固定資産税に限り、新法附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額は、同号イの規定にかかわらず、当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該土地が平成八年度分の固定資産税について旧法附則第十七条の二第一項又は第三項の規定の適用を受ける土地であり、かつ、当該価格が当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に同年度において適用された同条第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率(同条第三項の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値)を乗じて得た額(以下この項において「平成八年度固定資産税特例適用後価格」といふ)に平成九年度においては旧法附則第十九条の三第一項本文に定める率を、平成十一年度又は平成十二年度においては新法附則第十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額とす

市街化区域農地」という。)に係る平成九年度から平成十一年度までの各年度のうち新たに新法附則第二十七条の「第一項の規定の適用を受けこととなる年度分の都市計画税に限り、新法附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額は、同号の規定にかかわらず、当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該土地が平成八年度分の都市計画税について旧法附則第十七条の「第二項又は第四項の規定の適用を受ける土地であり、かつ、当該価格が当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に同年度において適用された同条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率(同条第四項の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値)を乗じて得た額(以下この項において「平成八年度都市計画税特別適用後価格」という。)を超える場合にあっては、平成八年度都市計画税特別適用後価格)に平成九年度においては旧法附則第二十七条の規定により読み替えられた旧法附則第十九条の三第一項本文に定める率を、平成十年度又は平成十一年度においては新法附則第二十七条の規定により読み替えられた新法附則第十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額とする。

(同条第四項の規定の適用の範囲に該当する場合は、当該各号に定める率を乗じて得た額(以下「平成八年度特例適用後価格」という。)を超える場合については、平成八年度特例適用後価格とする。)

一 平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地で平成十一年度分の都市計画税について新法附則第二十七条の二第一項の規定の適用を受けるもの(前号に掲げる平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地を除く。) 新法附則第二十七条の二第一項第一号中「住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・八以下のもの及び特定市街化区域農地」とあるのは「特定市街化区域農地」と、「並びにこれらの土地以外の宅地評価土地(次号に掲げる土地を除く。)のうち当該宅地評価土地の」とあるのは「及び当該特定市街化区域農地以外の特定市街化区域農地のうちその」と、「当該宅地評価土地の当該年度の負担水準」とあるのは「その当該年度の負担水準」と、「〇・五(当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合については〇・五五とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合については〇・四五とする。)」とあるのは「〇・五」とし、同号ロ(2)中「当該土地が同年度分の都市計画税について附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地(以下「本項において「平成九年度負担調整適用土地」という。)であるときはこれらとの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成九年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第一十三項を

除く)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条规定から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成九年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を第三百四十九条の三(第二十三項を除く)、第七百二条の三、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする」とあるのは「当該土地が平成八年度分の都市計画税について平成九年改正前の地方税法附則第十七条の二第二項又は第四項の規定の適用を受ける土地であり、かつ、当該価格が当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に同年度において適用された同条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率(同条第四項の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値)を乗じて得た額(以下本項において「平成八年度特例適用後価格」とする」とする。

三 平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地で平成十一年度分の都市計画税について新法附則第二十七条の二第一項の規定の適用を受けるもの(前二号に掲げる平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地を除く)。新法附則第二十七条の三第一項第一号中「住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・八以下のもの及び特定市街化区域農地」とあるのは「特定市街化区域農地」と、「並びにこれらの土地以外の宅地評価土地(次号に掲げる土地を除く)のうち当該宅地評価土地の」とあるのは「及び当該特定市街

化区域農地以外の特定市街化区域農地のうちその」と、「当該宅地評価土地の当該年度の負担水準」とあるのは「その当該年度の負担水準」と、「〇・五(当該宅地評価土地が小規模住宅地である場合にあつては〇・五五とみ替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする」とあるのは「当該土地が平成八年度分の都市計画

化区域農地について附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「平成十一年度負担調整適用土地」という)であるときは

これらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成十一年度負担調整適用土地が同年度分の固定資產

税について第三百四十九条の三(第二十三項を除く)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額(以下本項において「平成八年度特例適用後価格」とする」とする。

三 平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地で平成十一年度分の都市計画税について新法附則第二十七条の二第一項の規定の適用を受けるもの(前二号に掲げる平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地を除く)。新法附則第二十七条の三第一項第一号中「住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・八以下のもの及び特定市街化区域農地」とあるのは「特定市街化区域農地」と、「並びにこれらの土地以外の宅地評価土地(次号に掲げる土地を除く)のうち当該宅地評価土地の」とあるのは「及び当該特定市街

化区域農地以外の特定市街化区域農地のうちその」と、「当該宅地評価土地の当該年度の負担水準」とあるのは「その当該年度の負担水準」と、「〇・五(当該宅地評価土地が小規模住宅地である場合にあつては〇・五五とみ替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする」とあるのは「当該土地が平成八年度分の都市計画

化区域農地について附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「平成十一年度負担調整適用土地」という)であるときは

これらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成十一年度負担調整適用土地が同年度分の固定資產

税について第三百四十九条の三(第二十三項を除く)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額(以下本項において「平成八年度特例適用後価格」とする」とする。

三 平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地で平成十一年度分の都市計画税について新法附則第二十七条の二第一項の規定の適用を受けるもの(前二号に掲げる平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地を除く)。新法附則第二十七条の三第一項第一号中「住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・八以下のもの及び特定市街化区域農地」とあるのは「特定市街化区域農地」と、「並びにこれらの土地以外の宅地評価土地(次号に掲げる土地を除く)のうち当該宅地評価土地の」とあるのは「及び当該特定市街

化区域農地以外の特定市街化区域農地のうちその」と、「当該宅地評価土地の当該年度の負担水準」とあるのは「その当該年度の負担水準」と、「〇・五(当該宅地評価土地が小規模住宅地である場合にあつては〇・五五とみ替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする」とあるのは「当該土地が平成八年度分の都市計画

化区域農地について附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「平成十一年度負担調整適用土地」という)であるときは

これらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成十一年度負担調整適用土地が同年度分の固定資產

税について第三百四十九条の三(第二十三項を除く)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額(以下本項において「平成八年度特例適用後価格」とする」とする。

三 新法第五百八十六条第一項第一号の十の規定(土地に對して課する特別土地保有税に関する部分に限る)中宿泊施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に関する部分

は、施行日以後に新築され、又は増築される当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対し課する特別土地保有税について適用する。

4 新法第五百八十六条第一項第一号の十一の規定(土地に對して課する特別土地保有税に関する部分に限る)中宿泊施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に関する部分は、構築物の敷地の用に供する土地に關於する部分は、施行日以後に新築され、又は増築される当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に對し課する特別土地保有税について適用する。

5 旧法第五百八十六条第二項第二号ハに規定する壁壁その他の構築物の用に供する土地(施行

日の前日までに取得されたものに限る)に對し

て課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第六条 新法第四百六十八条及び附則第三十条の二の規定は、施行日以後に行われる新法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第一項の売渡し若しくは消費等(以下この項において「売渡し等」という)に係る製造たばこに對して課すべき市町村たばこ税について適用し、施行日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに對して課する市町村たばこ税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の土地に對して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに對して課する市町村たばこ税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十九条 新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成九年前の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く)に對して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成九年前の年分の個人の事業及び平成九年前の年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに對して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

二

新法第五百八十六条第一項第一号の十の規定

(土地に對して課する特別土地保有税に関する部分に限る)中宿泊施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に関する部分

2 新法の規定中新增設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項)に規定する新增設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

## (都市計画税に関する経過措置)

第二十条 次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に新たに取得され、かつ、直接、航空法第二条第十六項に規定する航空運送事業の用に供された旧法附則第十五条第三十四項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第二十一条 新法第七百三条の四第十七項の規定は、平成九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる改正規定にあっては、当該改正規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後

にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 次項に定めるものを除き、第三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成十年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金(以下この条において「交付金」という。)について適用し、平成九年度分までの交付金については、なお従前の例によることとする。

2 第三条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金法第四条第一項に規定する政令で定める住宅のうち政令で定めるもの(以下この項において「特定住宅」という。)及び当該特定住宅の用に供する土地に係る平成十年度分及び平成十一年度分の交付金については、同条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第二十四条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

第二十五条 地方交付税法(昭和二十五年法律第一百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中、「特別地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の特別地方消費税の収入見込額から同法第四百四十四条の二の規定により市町村に対し交付するものとされる特別地方消費税に係る交付金(以下「特別地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除する。」

(罰則に関する経過措置)

第二十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる改正規定にあっては、当該改正規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる特別地方消費税については、前条の規定による改正前の税理士法第五十一条の二の規定は、前条の規定の施行後

「当該指定市の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を削り、同条第三項の表道府県の項中第七号を削り、第八号を第十七号とし、第九号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成十一年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成十一年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定によって算定した額に、道府県にあつては当該市町村の旧特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額とする。

3 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団体の種類	収入の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	旧特別地方消費税	料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額
市町村	旧特別地方消費税交付金	前年度の旧特別地方消費税交付金の交付額

る基準税率をいう。)をもって算定した当該道府県の旧特別地方消費税(第一条の規定による改正前の地方税法第百十三条规定する特別地方消費税をいう。以下同じ。)の収入見込額から第二条の規定による改正前の地方税法第百四十四条の二の規定により市町村に対し交付するものとされる旧特別地方消費税に係る交付金(以下「旧特別地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額を、市町村にあつては当該市町村の旧特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額とする。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の二中、「特別地方消費税」を削る。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特別地方消費税については、前条の規定による改正前の税理士法第五十一条の二の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(税理士法の一部改正)

第二十九条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正

外) 報 告 号

に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。  
第三条の表中軍人用販売機関等で地方税法第百十三条第一項に規定する場所のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものにおける遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(地方税法第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。以下同じ。)の項を削る。

理 由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るために、平成九年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例控除額の引上げ、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の創設等の措置を講ずるほか、道府県と市町村の間で個人住民税及び地方のたばこ税の税率の調整を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化、特別地方消費税の廃止等を行うこととし、あわせて国有資産等所在市町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化等所要の改正を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、住民負担の軽減及び合理化等を図るために、平成九年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例控除額の引上げ、宅地等に係る

不動産取得税の課税標準の特例措置の創設等の措置を講じるほか、道府県と市町村の間で個人住民税及び地方のたばこ税の税率の調整を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化、特別地方消費税の廃止等を行うこととし、あわせて国有資産等所在市町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化等所要の改正を行ふこととするもので、その要旨は次のとおりである。

1 地方税法に関する事項

(一) 道府県民税及び市町村民税

(1) 平成九年度以後の年度分の所得割(退職所得の分離課税に係る所得割について)は平成十年一月一日以後の支払に係る

ものの税率のうち課税所得金額七百万円を超える部分に適用される道府県民税

の税率を三%(現行四%)、市町村民税の税率を二%(現行四%)、市町村民税の税率を二%(現行四%)に改めるこ

(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、平成九年度から土地等に係る課税事業所得等の金額に適用される道府県民税の税率を二%(現行四%)、市町村民税の税率を九%(現行八%)に改めること。

(3) 超短期所有土地の譲渡等に係る課税事業所得等に係る課税の特例について、平成九

年度から超短期所有土地等に係る課税事業所得の金額に適用される道府県民税の税率を三%(現行四%)、市町村民税の税率を十二%(現行十一%)に改めし、その適用期間を平成十五年度まで延長すること。

(4) 土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得

の課税の特例について、平成九年度から課税短期譲渡所得金額に適用される道府県民税の税率を三%(現行四%)、市町村民税の税率を九%(現行八%)に改めるこ

と。十一日までの間に行われた場合に限り、価格の二分の一の額とする特例措置を講じ、これに関連する所要の規定の整備を行ふこと。

(2) 新築特例適用住宅の取得に係る課税標準の特例控除額を一千二百万円(現行十万円)に引き上げること。

(4) 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を次のとおり改めること。

2 事業税

(1) 不動産取得税  
個人の事業税の課税対象事業に、保険業を加えること。

(2) 不動産取得税  
動産取得税の課税標準は、当該取得が平

りである。

(3) 不動産取得税  
個人の事業税の課税対象事業に、保険業を加えること。

(4) 不動産取得税  
道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を次のとおり改めること。

(1) 道府県たばこ税  
新築特例適用住宅の取得に係る課税標準の特例控除額を一千二百万円(現行十万円)に引き上げること。

(2) 新築特例適用住宅の取得に係る課税標準の特例控除額を一千二百万円(現行十万円)に引き上げること。

(3) 道府県たばこ税  
道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を次のとおり改めること。

ア 道府県たばこ税  
改 正 案  
千本につき六百九十二円 現 行

イ 市町村たばこ税  
改 正 案  
千本につき六百九十二円 現 行

ア 道府県たばこ税  
改 正 案  
千本につき六百九十二円 現 行

イ 市町村たばこ税  
改 正 案  
千本につき六百九十二円 現 行

ア 道府県たばこ税  
改 正 案  
千本につき五百三十六円 現 行

イ 市町村たばこ税  
改 正 案  
千本につき五百三十六円 現 行

ア 道府県たばこ税  
改 正 案  
千本につき五百三十六円 現 行

イ 市町村たばこ税  
改 正 案  
千本につき五百三十六円 現 行

ア 道府県たばこ税  
改 正 案  
千本につき五百三十六円 現 行

イ 市町村たばこ税  
改 正 案  
千本につき五百三十六円 現 行

ア 道府県たばこ税  
改 正 案  
千本につき五百三十六円 現 行

イ 市町村たばこ税  
改 正 案  
千本につき五百三十六円 現 行

ア 道府県たばこ税  
改 正 案  
千本につき五百三十六円 現 行

イ 市町村たばこ税  
改 正 案  
千本につき五百三十六円 現 行

ア 道府県たばこ税  
改 正 案  
千本につき五百三十六円 現 行

イ 市町村たばこ税  
改 正 案  
千本につき五百三十六円 現 行

の評価額(住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額)に対する割合(以下「負担水準」という。)の区分に応じて定める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乘じて求めた額を限度とすること。

負担水準の区分	負担調整率
○・四以上のもの	一・〇二五
○・三以上○・四未満のもの	一・〇五
○・二以上○・三未満のもの	一・〇七五
○・一以上○・二未満のもの	一・一
○・一未満のもの	一・一五

イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が○・八を超えることとなる土地に係る固定資産税の額については、価格に十分の八を乗じて得た額とすること。

ウ アにかかわらず、住宅用地のうち負担水準が○・八以上の土地及び商業地等のうち負担水準が○・六以上○・八以下の土地に係る固定資産税の額については、前年度の税額とすること。

エ 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乘じて求めた額を限度とすること。

負担水準の区分	負担調整率
○・九以上のもの	一・〇二五
○・八以上○・九未満のもの	一・〇五
○・七以上○・八未満のもの	一・〇七五
○・七未満のもの	一・一

オ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地については、次のとおり税負担の調整措置を講じること。

カ 市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乘じて求めた額を限度とすること。

負担水準の区分	負担調整率
○・四以上のもの	一・〇二五
○・三以上○・四未満のもの	一・〇五
○・二以上○・三未満のもの	一・〇七五
○・一以上○・二未満のもの	一・一
○・一未満のもの	一・一五

(4) (ア) ①にかかわらず、市街化区域農地のうち負担水準が○・八以上の土地に係る固定資産税の額については、前年度の税額とすること。

(イ) 財務省評価土地のうち負担水準が○・五(当該宅地評価土地が小規模住宅である場合には○・五五とする)以上のもの

(ウ) 商業地等のうち負担水準が○・八を超えるもの

(エ) 価格下落率が○・一二五以上であるもの

(オ) 価格下落率が○・一五以上であり、かつ、負担水準が○・五(当該宅地評価土地が小規模住宅である場合には○・四五とする)以上のもの

(カ) 商業地等のうち負担水準が○・八を超えること。

(3) 平成十一年度分及び平成十一年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とする。

(4) 次に掲げる土地に係る平成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税については、市町村が条例で定めるとこれにより、一定の割合でその税額を減額することができる措置を講じること。

ア 住宅用地のうち負担水準が○・八以上

のもの

イ 商業地等のうち負担水準が○・六以上

のもの

ウ 特定市街化区域農地のうち負担水準

が○・八以上のもの

エ 宅地評価土地のうち価格下落率が○・一五以上であり、かつ、負担水準が○・五(当該宅地評価土地が小規模住宅である場合には○・五五とする)以上のもの

オ 商業地等のうち負担水準が○・八を超えるもの

カ 国民健康保険税の課税限度額を五十三万円(現行五十二万円)に引き上げること。

（ハ） 非課税等特別措置の整理合理化等

日本たばこ産業株式会社が塩専売事業に係る業務の用に供する施設に対する事業所税の非課税措置を廃止するなど、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこと。

2 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

一定の住宅及び当該住宅の用に供する土地に係る市町村交付金の算定標準額をその価格の五分の一(一般住宅用地に相当する土地にあつては三分の一、小規模住宅用地に相当する土地にあつては六分の一)(現行五分の一、小規模住宅用地に相当する土地にあつては六分の一)の額とする。

3 その他

(ア) その他所要の規定の整備を行うこと。

(イ) 前記1の(1)のうち分離課税に係る所得割の税率の改正は平成十一年一月一日から、1の(2)の改正は平成十二年四月一日から、その他の改正は平成九年四月一日から施行すること。

なお、以上の地方税制の改正等により、平成九年度において二十四億円(平年度十七億円)の減収が見込まれる。

議案の可決理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、平



## 官報(号外)

年	度	金額
平成十一年度	度	千三百二十億円
平成十二年度	度	千四百五十億円
平成十三年度	度	千五百九十九億円
平成十四年度	度	二千一百一十億円
平成十五年度	度	二千百一十億円
平成十六年度	度	二千三百三十億円
平成十七年度	度	二千五百七十億円
平成十八年度	度	二千八百五十五億五千万円
平成十九年度	度	三千四百四十二億円
平成十一年度	度	四千七百九十七億円
平成十二年度	度	五千三百五十四億円
平成十三年度	度	五千八百四十九億円
平成十四年度	度	五千九百七十六億八千万円
平成十五年度	度	二千八十六億円
平成十六年度	度	二千七百八十七億円
平成十七年度	度	二千六十一億円
平成十八年度	度	三千三百六十億円
平成十九年度	度	三千七百九十九億円
平成二十一年度	度	四千七十七億円
平成二十ニ年度	度	三千九百四十八億円
平成二十三年度	度	四千三百四十億円
平成二十四年度	度	一千二百八十七億円
平成二十五年度	度	一千五百九十九億円

附則第四条の二第三項中「平成九年度から平成二十三年度まで」を「平成十一年度から平成二十四年九年度から平成二十三年度まで」を「平成十一年度から平成二十四年九年度まで」に、「平成十一年度から平成二十四年九年度まで」を「平成十一年度から平成二十四年九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第六条第二項の表中「平成七年度」の下に「及び平成八年度」を加える。  
別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

経費の種類		測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	一〇、一九九、〇〇〇円
二 土木費	道路面積	一千平方メートルにつき	一四八、〇〇〇
1 道路橋りょう	道路の延長	一キロメートルにつき	七、六二二、〇〇〇
2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	一三六、〇〇〇
3 港湾費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	八四五、〇〇〇
4 その他の土木費	郭施設の延長	一メートルにつき	三五、八〇〇
5 (2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長	一メートルにつき	一キロメートルにつき
(1) 教育費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	九、〇三〇
4 (2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、五五〇
3 (1) 高等学校費	人口	一人につき	一、一七〇
2 (1) 中学校費	人口	一人につき	一、一七〇
1 (1) 小学校費	人口	一人につき	一、一七〇
4 (2) 投資的経費	教職員数	一人につき	五、〇六一、〇〇〇
3 (1) 高等学校費	教職員数	一人につき	三、〇四〇
2 (1) 中学校費	教職員数	一人につき	一、一七〇
1 (1) 小学校費	教職員数	一人につき	一、一七〇
4 (2) 投資的経費	生徒数	一人につき	七、五八八、〇〇〇
3 (1) 高等学校費	生徒数	一人につき	六七、七〇〇
2 (1) 中学校費	生徒数	一人につき	五、〇四一、〇〇〇
1 (1) 小学校費	生徒数	一人につき	一、一七〇
5 (2) 投資的経費	教職員数	一人につき	五、三四六、〇〇〇
4 (2) 投資的経費	教職員数	一人につき	二四七、〇〇〇
3 (1) 高等学校費	教職員数	一人につき	一、一五六、〇〇〇
2 (1) 中学校費	教職員数	一人につき	一、五〇四、〇〇〇
1 (1) 小学校費	教職員数	一人につき	四、六〇〇
5 (2) その他の教育費	児童及び生徒の数	一人につき	一学級につき
4 (2) その他の教育費	学級数	一人につき	一学級につき
3 (1) 高等学校費	学級数	一人につき	一学級につき
2 (1) 中学校費	学級数	一人につき	一学級につき
1 (1) 小学校費	学級数	一人につき	一学級につき

## 官報(号外)

平成九年三月十一日 衆議院会議録第十七号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四 厚生労働費	一 生活保護費	二 社会福祉費	三 高齢者保健福	四 社費	五 農業経営費	六 その他の行政費	七 災害復旧費
人口	人口	人口	人口	人口	耕地面積	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一戸につき	一人につき	一人につき
五、五八〇	五、五一九	四、六五〇	四、四一〇	四、七一〇	九八、七〇〇	九八、七〇〇	九五〇
四八、九〇〇	四八、九〇〇	四、五二〇	七五五	五、五八〇	八九、八〇〇	八九、八〇〇	九五〇
四、六五〇	四、六五〇	五、四二〇	七五五	四、六五〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九五〇
四、五八〇	四、五八〇	四、五八〇	二、四八〇	四、五八〇	一三一、〇〇〇	一七七〇	九五〇
九〇、七〇〇	九〇、七〇〇	九〇、七〇〇	一、四二六〇〇〇	九四六	九、八五〇	四六〇〇	四、三七〇
一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九五〇	一、四八四〇〇〇	一、四八四〇〇〇	一、四八四〇〇〇	一、四八四〇〇〇
一、四八四〇〇〇	一、四八四〇〇〇						

市町村	一 消防費	二 土木費	三 道路橋りょう	四 地方債還費	五 財源対策債償	六 債信債還費	七 地域財政特例債	八 地方税減収補てん債
人口	道路の面積	道路の延長	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
二 (2) (1) 費	一 経常経費	二 地方債	三 道路橋りょう	四 地方債還費	五 財源対策債償	六 債信債還費	七 地域財政特例債	八 地方税減収補てん債
九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇





## 平成三十六年度

三千七百三十七億円  
三千九百五億円

附則第六条中「平成八年度」を「平成九年度」に改める。

附則第七条中「平成八年度」を「平成九年度」に、「及び第三号」を「から第四号まで」に、「平成九年度から平成十一年度まで」を「平成十一年度から平成十九年度まで」に、「平成十九年度から平成二十一年度まで」を「平成二十一年度から平成二十四年度まで」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

年	度	金額
平成十一年度		一千三百一十億円
平成十二年度		一千四百五十億円
平成十三年度		一千五百九十億円
平成十四年度		一千七百五十億円
平成十五年度		一千九百二十億円
平成十六年度		一千一百二十億円
平成十七年度		一千三百三十億円
平成十八年度		一千五百七十億円
平成十九年度		一千八百五十億五千万円
平成二十一年度		一千四百四十二億円

附則第七条第一号の表を次のように改める。

年	度	金額
平成十一年度		四千七百九十七億円
平成十二年度		四千八百四十九億円
平成十三年度		五千三百五十四億円
平成十四年度		五千九百七十六億八千万円
平成十五年度		二千八十六億円
平成十六年度		三千六十一億円
平成十七年度		三千三百六十億円
平成十八年度		三千七百九十九億円
平成十九年度		四千七十七億円
平成二十年度		三千九百四十八億円
平成二十一年度		四千三百四十億円
平成十二年度		三千四百八十七億円
平成二十四年度		一千二百八十七億円
平成二十三年度		一千五百九十九億円

## (地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「次条第一項」の下に「及び第三十三条の四第一項」を加える。

第三十三条の四を第三十三条の五とし、第三十三条の三の次に次の二条を加える。

(平成九年度における地方債の特例)

第三十三条の四 地方公共団体は、平成九年度に限り、当該地方公共団体の同年度の地方消費税又は地方消費税交付金(地方税法第七十一条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の収入見込額及び消費譲与税相当額(地方税法等改正法附則第十四条第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。)の収入見込額の合算額が当該地方公共団体の平成十年度以降の各年度の地方消費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比して過少であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起しすことができる。

2. 前項の規定により起しすことができる平成九年度の地方債の額は、都道府県にあつては当該都道府県の同年度の地方消費税の収入見込額及び消費譲与税相当額の収入見込額の合算額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額が当該都道府県の平成十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額に比して過少と認められる額として、地方税法第七十二条の百十四第一項に規定する消費に相当する額を基礎として自治省令で定める方法により算定した額とし、市町村にあつては当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の收

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成九年度分の地方交付税から適用する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成九年度分の予算から適用する。

(平成九年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第四条 平成九年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第三条の四第二項の規定により当該道府県の同年度の地方消費税の収入見込額及び消費譲与税相当額(地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十一号)附則第十四条第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。)の収入見込額の合算額から地方消費税交付金(地方税法昭和二十五年法律第二百一十六号)第七十二条の百十五の規定により市町村に對し交付するものとされる地方消費税に係る交

入見込額及び消費譲与税相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として、同法第七十二条の百十五第一項に規定する人口及び従業者数を基礎として自治省令で定める方法により算定した額とする。

## 附 則

号外 報

付金をいう。以下の条において同じ。)の交付見込額を控除した額が当該道府県の平成十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の八十の額、市町村にあっては改正後の地方財政法第三十三条の四第一項の規定により当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費課税相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の七十五の額を加算した額とする。

理由

地方財政の收支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成九年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成九年度から平成十八年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例を改正するほか、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、平成九年度に限り、平年度の地方消費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比し平成九年度の地方消費税等又は地方消費税交付金等の収入見込額が過少であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、適切な財政運営を行つにつき必要とされる財源に充てるため、地方債の特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨  
本案は、平成九年度分の地方交付税の総額の確保等のため、同年度分の地方交付税の総額の

付金をいう。以下の条において同じ。)の交付見込額を控除した額が当該道府県の平成十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の八十の額、市町村にあっては改正後の地方財政法第三十三条の四第一項の規定により当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費課税相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の七十五の額を加算した額とする。

特例、基準財政需要額の算定方法の改正等の措置を講じるとともに、平成九年度における地方債の特例を設けようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正

(一) 地方交付税の総額の特例

(1) 平成九年度分の地方交付税の総額につ

いては、地方交付税法第六条第二項の額に、平成九年度における法定加算額二千六百億円、臨時特別加算額千億円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金一兆七千六百九十億円及び同特別会計における剩余金千百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額五千二百五十億円を控除した額とする。

(2) 平成九年度に交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金のうち九千八十二億円については、その償還金に相当する額を、平成十年度から平成十九年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れること。

(3) 平成十年度から平成二十四年度までの地方交付税の総額について、一兆千三百十億円を加算すること。

基準財政需要額の算定方法の改正

(1) 自主的、主体的な地域づくりの推進等による災害に強い安全なまちづくり、震災対策の推進等に要する経費の財源を措置すること。

(2) 災害に強い安全なまちづくり、震災対策の推進等に要する経費の財源を措置すること。

(3) 高齢者の保健及び福祉の増進、生活保護基準の引上げ等総合的な地域福祉施策の充実に要する経費の財源を措置すること。

施設、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費の財源を措置すること。

(4) 道路、街路、公園、下水道、社会福祉施設、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費の財源を措置すること。

(5) 教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成の充実、生涯学習の推進等教育施策に要する経費の財源を措置すること。

(6) 農山漁村地域の活性化並びに農山漁村対策及び森林・山村対策に要する経費の財源を措置すること。

(7) 自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費の財源を措置すること。

(8) 地域社会における国際化及び情報化への対応並びに文化・スポーツの振興に要する経費の財源を措置すること。

(9) 消防救急業務の充実等に要する経費の財源を措置すること。

(10) 国民健康保険財政について、その安定化のための措置等に要する経費の財源を措置すること。

(11) 地方団体の行政改革及び人材育成の推進に要する経費の財源を措置すること。

(12) 阪神・淡路大震災復興基金の増額分に係る地方債利子支払に要する経費の財源を措置すること。

(13) その他制度の改正に伴つて必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のため必要となる経費の財源を措置すること。

(14) 基準財政収入額の算定方法の特例

平成九年度に限り、平年度の地方消費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比し平成九年度の地方消費税等又は地方消費

税交付金等の収入見込額が過少と認められ

同法の規定により算定した額の一割合を加算する特例を設けること。

(四) その他所要の改正を行うこと。

(一) 地方財政法の一部改正

(2) 平成九年度における地方債の特例

平成九年度に限り、地方団体は、地方財政法第五条の特例として、平年度の地方消

費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比して平成九年度の地方消費税等又は地方

消費税交付金等の収入見込額が過少であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、過少と認められる額として自治省令で定める方法により算定した額の地方債を起こすことができる」とすること。

(2) その他所要の改正を行うこと。

(一) 議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成九年度分の地

方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

(二) 本案施行に要する経費

平成九年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出に十一兆八千三百四十四億八千五百万円が計上され

ている。

右報告する。

平成九年三月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

地方公務員法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成九年三月七日

提出者

地方行政委員長 穂積 良行

地方公務員法の一部を改正する法律  
昭和二十五年法律第二百六十一号

の一部を次のように改正する。

附則中第二十一項を第二十一項とし、第二十項中「第五十二条第一項」の下に「及び前項」を、「第三章第九節」の下に「及び同項」を加え、同項を第二十一項とし、第十九項の次に次の二項を加える。

(職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例)

20 第五十五条の一の規定の適用については、職員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間」とする。

附 則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

理 由

職員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の上限を七年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。